

第2次犬山市障害者基本計画（平成24年度～平成29年度）
第3期犬山市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と経緯	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	障害者の定義	4

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1	障害のある人の状況	5
2	療育・保育・就学の状況	12
3	雇用・就業の状況	16
4	施設の利用状況	18
5	障害福祉サービスなどの利用状況	24
6	障害者の推計	32

第3章 基本的な視点

1	基本理念	35
2	重点課題	36
3	分野別施策の展開方向	39

第4章 分野別施策の展開方向と今後の取組み

1	啓発・広報	41
2	生活支援	44
3	生活環境	51
4	教育・育成	56
5	雇用・就業	59
6	保健・医療	61
7	情報・コミュニケーション	64

第5章 障害福祉サービス等の数値目標

1	障害者自立支援法による総合的な自立支援システム	67
2	第2期まで（平成23年度末）の実績の推移	68
3	平成26年度の数値目標	69
4	必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	71
5	地域生活支援事業の実施に関する事項	82

第6章 計画の点検・評価

1	計画の推進体制	93
2	計画の点検・評価	94

資料編

1	計画策定の経過	95
2	犬山市障害者計画推進委員会設置要綱	96
3	犬山市障害者計画推進委員会委員名簿	98
4	犬山市障害者施策推進検討会委員名簿	99
5	アンケート調査の概要	100
6	障害者団体ヒアリングの概要	101
7	用語の解説	106

1 計画策定の背景と経緯

昭和 23 年国連において、「世界人権宣言」が採択され、障害のある人の「完全参加と平等」の実現を目指し、「人間の尊厳」に係る各種の国際年、宣言などによって人権尊重、差別撤廃に向けた取組みがなされてきました。

わが国では、昭和 45 年に障害者基本法が制定、平成 14 年に障害者基本計画が策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正などが推進されてきました。

平成 18 年には障害者自立支援法が制定され、障害種別ごとに分かれていた制度が一元化し、「障害者の保護」から「地域の中で自立した生活を支援するサービス体系」へと障害者施策の大きな転換がなされました。しかし、受けたサービスに応じ対価を払う応益負担の実施は低所得者や重度の障害者のサービス利用を妨げるなどの理由から、障害者自立支援法を廃止し制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することとなり、平成 25 年 8 月までの施行を目指し整備が進められています。

また、平成 18 年 12 月に国連で「障害者権利条約」が採択され、わが国は、平成 19 年 9 月に同条約に署名しました。平成 23 年 8 月 5 日には、同条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者基本法が一部改正され、障害者の定義に「発達障害」を含むことが明記されたほか、東日本大震災を踏まえて、障害の程度や生活事情に応じた防災・防犯施策を講じることが義務付けられ、その他に投票所のバリアフリー化や司法手続きの際の意思疎通を図る手段の確保などが新たに盛り込まれました。今後、差別を禁止するために「障害者差別禁止法（仮称）」の制定を目指しています。

愛知県においては、平成 23 年 6 月に「あいち健康福祉ビジョン」が策定され、障害者施策を含めた福祉施策が推進されています。

本市においては、平成 19 年 3 月に「犬山市障害者基本計画・障害福祉計画」、平成 21 年 3 月に「第 2 期犬山市障害福祉計画」を策定し、「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」のキャッチフレーズのもと、市民協働で幅広い分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

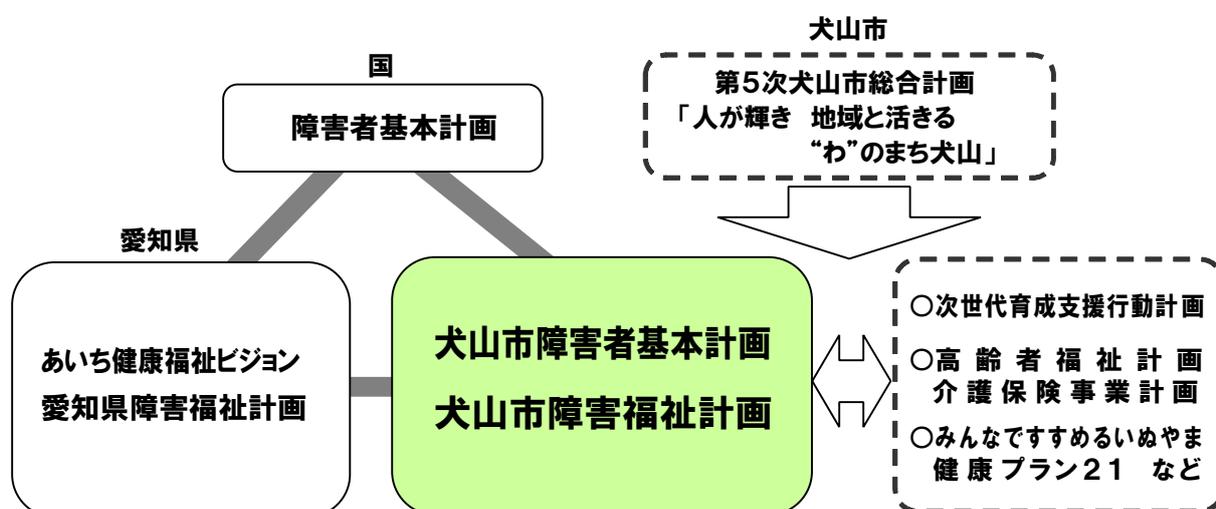
これまでの取組みの成果を踏まえ、国の障害者制度改革に向けた新たな動き、そして本市の将来のあるべき姿を視野に入れ、前計画の基本理念「地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築」を継承するとともに、障害者の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図っていきます。そのため、平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間の犬山市障害者施策の基本的方向を定める「第 2 次犬山市障害者基本計画」と、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間の生活支援に関する実施計画「第 3 期犬山市障害福祉計画」について策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものです。
- (2) 本計画は、「第5次犬山市総合計画」を上位計画とし、本計画に基づく施策の推進にあたっては、各分野の計画と関連し実施していきます。
- (3) 本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」などの関係する計画と整合性を図ります。

	犬山市障害者基本計画	犬山市障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日法律第84号)	障害者自立支援法 (平成17年11月7日号外法律第123号)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・国の障害者基本計画及び愛知県の障害者計画を基本とするとともに、犬山市における障害者の状況などを踏まえて策定する、障害者のための施策に関する基本的な計画 ・長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業の必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の障害者基本計画およびあいち健康福祉ビジョンを基本とした、犬山市総合計画の部門計画	犬山市障害者基本計画の「生活支援」に関する施策のうち、障害福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業の実施計画

図 1-1 計画の位置づけ



3 計画の期間

「第2次犬山市障害者基本計画」は、平成24年度から平成29年度までの6か年を計画期間とし、「第3期犬山市障害福祉計画」は、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、平成25年(2013年)8月に予定されている障害者自立支援法の廃止と「障害者総合福祉法(仮称)」の制定など、国、県の動向や、社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直しを行います。

図1-2 計画の期間



4 障害者の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは、障害者基本法第2条によるところの「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」をいいます。

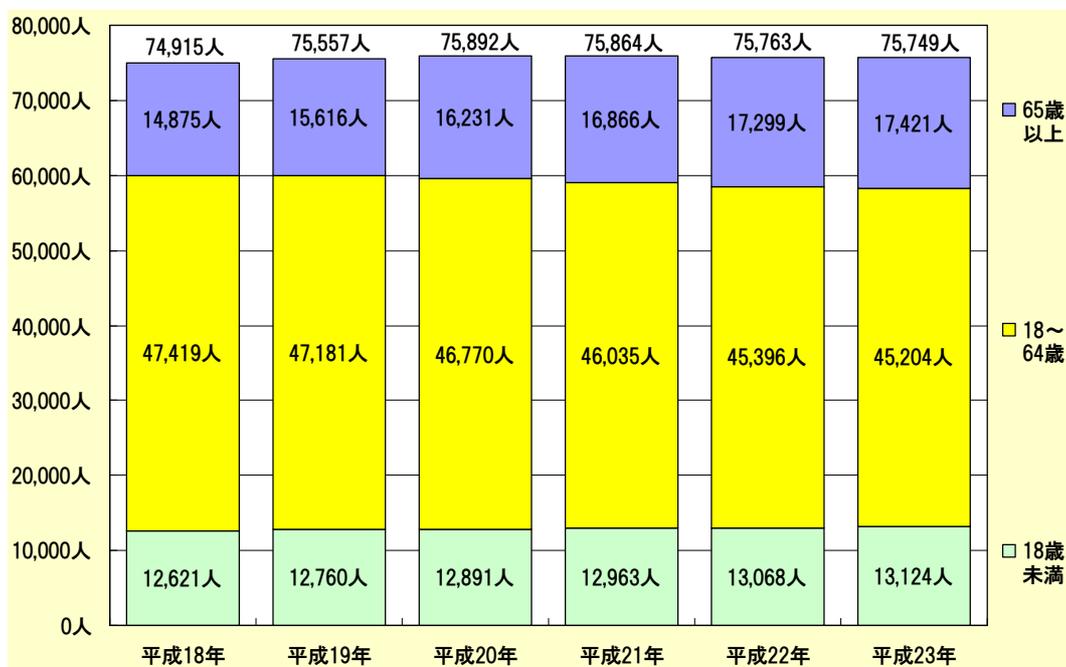
1 障害のある人の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は、年少人口の堅調な伸びの一方で、平成20年の75,892人をピークに減少に転じています。

また、65歳以上人口は、毎年増加し、平成23年4月時点では、総人口のほぼ4.5人に1人が65歳以上となっています。（図2-1）

図2-1 総人口の推移

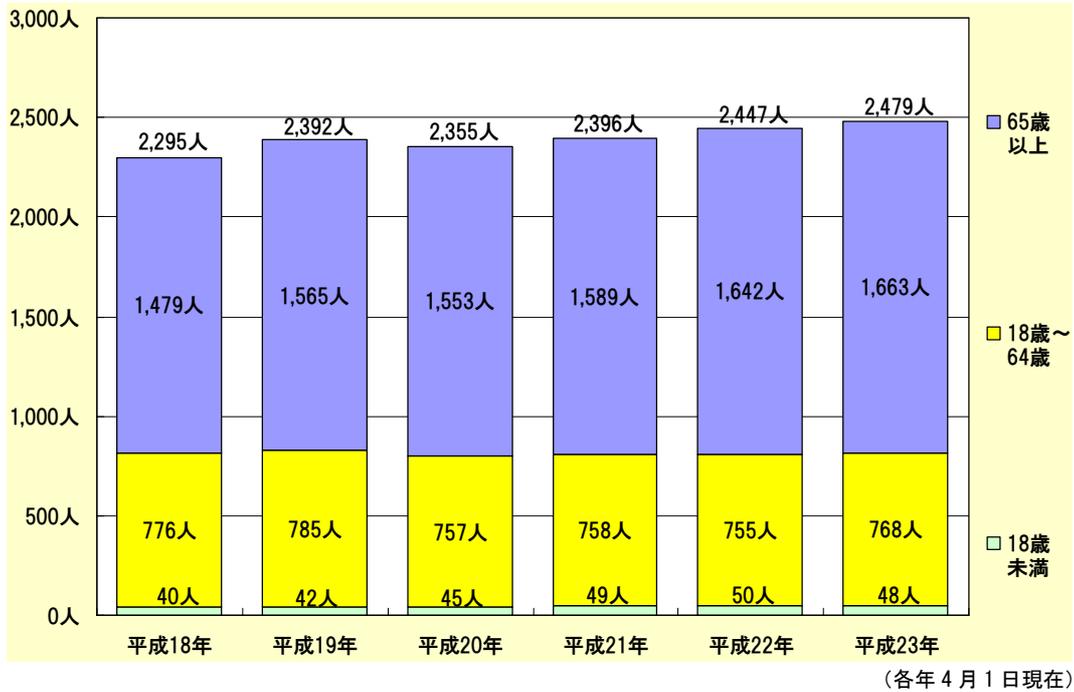


(各年4月1日現在)

2 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数全体の推移をみると、増加傾向にあり、平成18年の2,295人から平成23年には2,479人と184人の増加となっています。（図2-2）

図2-2 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移



年齢構成比では、65歳以上が全体の67.1%を占め、次いで、18歳～64歳が31.0%、18歳未満が1.9%となっています。（図2-3）

障害の種類別構成比では、肢体不自由が全体の56.4%を占め、次いで、内部障害が29.0%、聴覚・平衡機能障害が7.1%、視覚障害が6.6%、音声・言語・そしゃく機能障害が0.9%となっています。（図2-4）

障害等級別構成比では、1級が全体の26.7%と最も多く、次いで、3級が25.2%、4級が22.3%、2級が16.0%、5級が5.2%、6級が4.6%となっています。（図2-5）

図2-3 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の割合（平成23年4月）

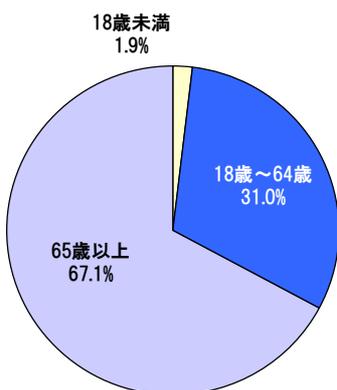


図2-4 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の割合（平成23年4月）

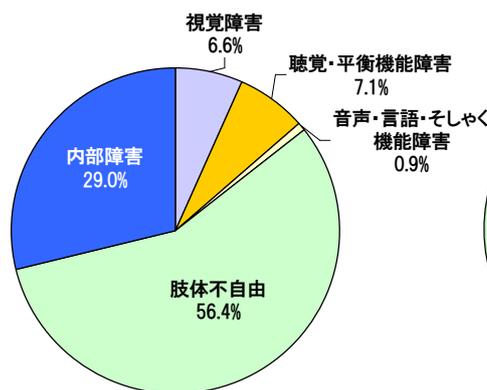
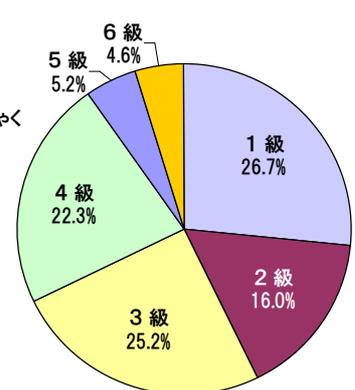


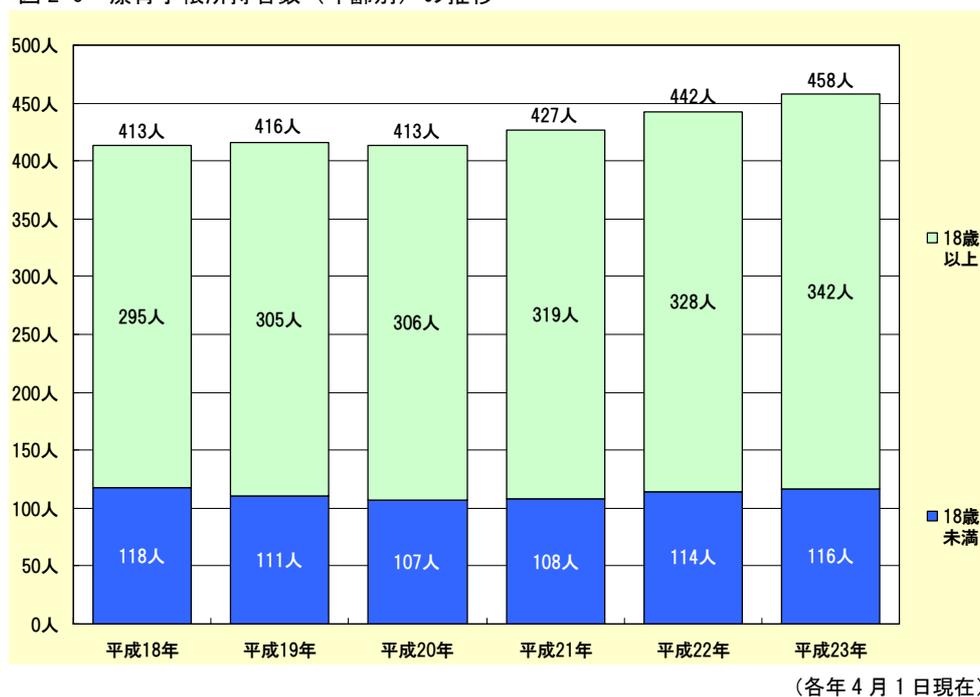
図2-5 身体障害者手帳所持者数（障害等級別）の構成比（平成23年4月）



3 知的障害者の状況

療育手帳所持者数全体の平成18年と平成23年の比較では、413人から45人増の458人となっています。また、年齢別の比較では、18未満が118人から2人減の116人、18歳以上が295人から47人増の342人となっています。(図2-6)

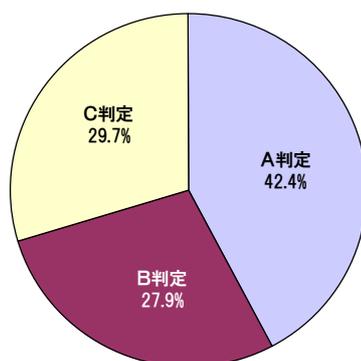
図2-6 療育手帳所持者数（年齢別）の推移



平成23年4月1日現在の判定区分別の療育手帳所持者数の割合では、A判定が42.4%と最も多く、次いで、C判定が29.7%、B判定が27.9%となっています。

(図2-7)

図2-7 療育手帳所持者数（判定区分別）の割合（平成23年4月1日現在）

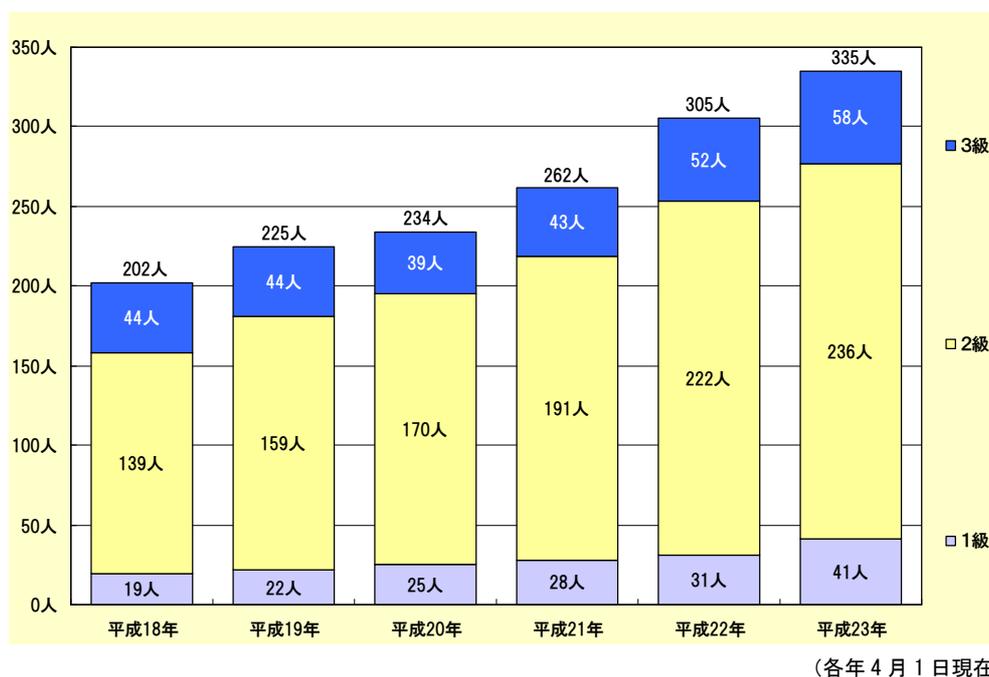


4 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数全体の平成18年と平成23年の比較では、202人から133人増の335人となっています。また、障害等級別では、1級が19人から22人増の41人、2級が139人から97人増の236人、3級が44人から14人増の58人となっています。（図2-8）

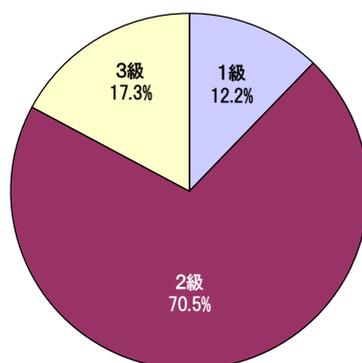
図2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）の推移



平成23年4月1日現在の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合では、2級が70.5%と最も多く、次いで、3級が17.3%、1級が12.2%となっています。

(図2-9)

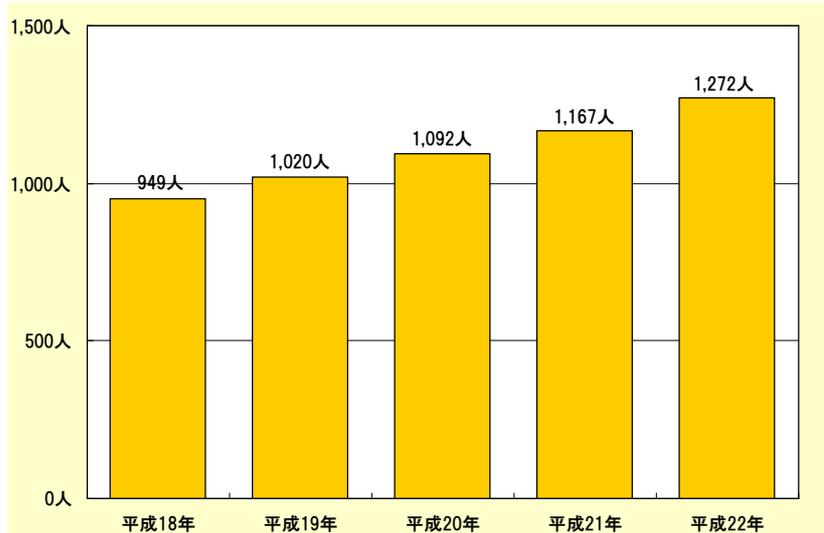
図2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の割合（平成23年4月1日現在）



(2) 精神疾患患者

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療・医療保護入院届・警察官などの通報により愛知県江南保健所で把握している本市の精神疾患患者数は、平成18年と平成22年の比較では、949人から323人増の1,272人となっています。(図2-10)

図2-10 精神疾患患者数の推移

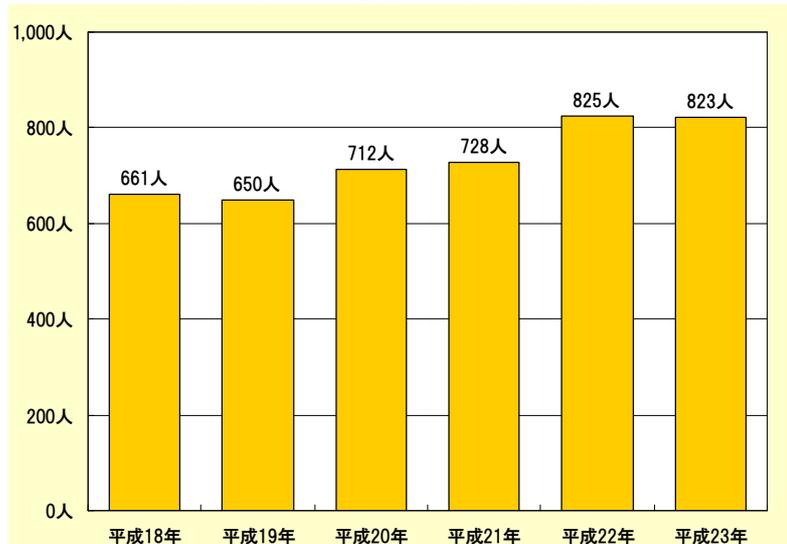


(資料：愛知県江南保健所 各年12月31日現在)

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者

本市の自立支援医療（精神通院）受給者は増加傾向にあり、平成18年と平成23年の比較では、661人から162人増の823人となっています。(図2-11)

図2-11 自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移



(各年4月1日現在)

(4) 発達障害者

発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害者のうち、自閉症やアスペルガー症候群を含む「自閉症状群」の診断を受けて犬山市障害者扶助料を受給している人は、平成23年4月時点で71人となっています。

また、文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」（平成14年2月）によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると思われる小学校1～6年生及び中学校1～3年生の割合は、6.3%とされています。

児童生徒以外の発達障害者の割合は不明のため、実際の発達障害者数の把握は困難ですが、発達障害者のうち、そういった診断を受けていない人が多くいると見られ、実際に発達障害者として支援を受けている人はごく少数に限られていると推定されます。

(5) 高次脳機能障害者

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を高次脳機能障害といいます。

平成20年度に東京都が行った高次脳機能障害者実態調査によると、東京都内の高次脳機能障害者数は49,508人、人口10万人あたり385人と推定され、これをそのまま本市に当てはめると、平成23年4月時点で292人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

高次脳機能障害は、外見からは障害があると分かりにくく、「見えない障害」、「隠れた障害」とも言われ、十分な理解が得られていないことから、今後、広く周知を図っていくことが求められます。

5 特定疾患のある人の状況

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患を難病と呼んでいます。難病と呼ばれる疾患のうち、56疾患を特定疾患とし、特定疾患などについて研究が行われています。

本市の特定疾患（難病）医療受給者証所持者数の平成18年と平成23年の比較では、292人から72人増の364人となっています。（図2-12）

図2-12 特定疾患（難病）医療受給者証所持者数



（資料：愛知県江南保健所 各年4月1日現在）

2 療育・保育・就学の状況

1 早期療育施設の利用状況

早期療育施設である心身障害児通園施設こすもす園の平成18年度と平成22年度の通園児数の比較では、45人から44人増の89人となっています。（表2-1）

表2-1 早期療育施設（通園児数）の推移 （単位：人）

施設名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
心身障害児通園施設 こすもす園	45 (10)	53 (8)	72 (16)	78 (11)	89 (14)

（各年度末現在、児童デイサービス含む。（）内は通園療育利用者数）

2 統合保育の実施状況

子ども未来園などにおいて実施している、健常児と障害児をともに養育・教育し健全な発達を促す統合保育の利用者数をみると、横ばいの傾向にあり、平成18年度から平成23年度は20人から40人で推移しています。（表2-2）

表2-2 統合保育利用者数の推移 （単位：人）

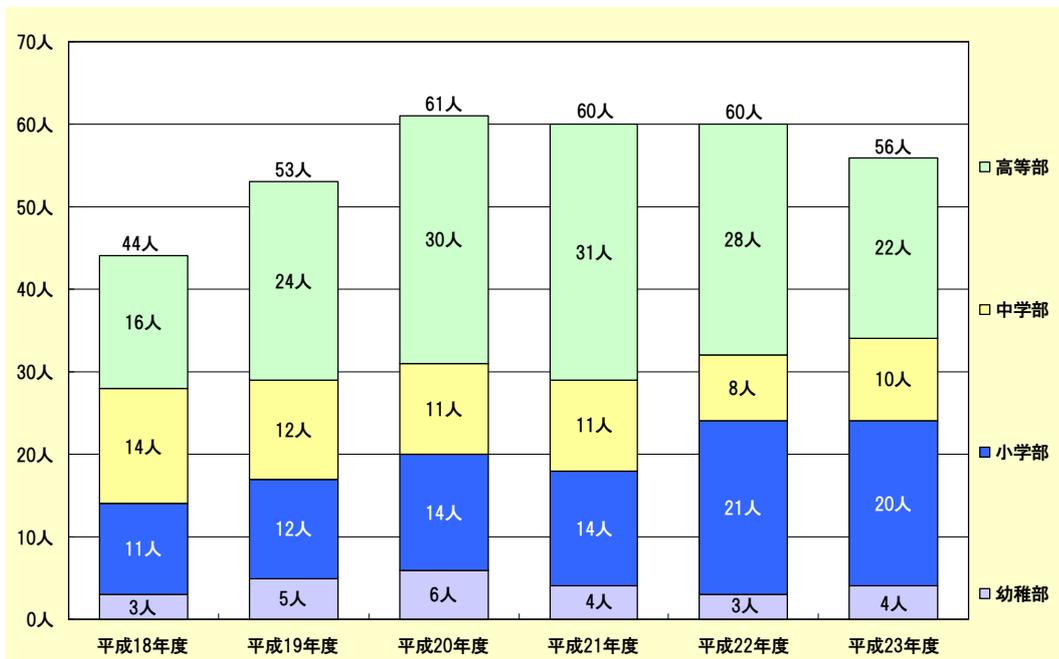
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
子ども未来園など	38	40	25	20	34	31

（各年度5月1日現在）

3 特別支援学校の就学状況

平成23年5月1日現在の犬山市在住の特別支援学校の児童及び生徒の就学状況をみると、高等部が22人と最も多く、次いで、小学部が20人、中学部が10人、幼稚園部が4人となっています。特別支援学校の平成18年度と平成23年度の犬山市在住の児童及び生徒の就学者数全体の比較では、44人から12人増の56人となっています。その内訳は、小学部が11人から9人増の20人、中学部が14人から4人減の10人、高等部が16人から6人増の22人となっています。（図2-13）

図2-13 特別支援学校の犬山市の在学者数の推移



(資料：愛知県教育委員会 各年度5月1日現在)

表 2-3 特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

種別	学校名	犬山市の在学者数							
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
聾学校	一宮聾学校	幼稚部	3	4	5	4	2	1	
		小学部	1	1	2	3	6	8	
		中学部	0	1	2	2	0	0	
		高等部	0	0	0	0	2	2	
		計	4	6	9	9	10	11	
(知的障害) 養護学校	一宮東校	小学部	5	5	6	5	6	6	
		中学部	9	8	7	6	6	6	
		高等部	9	19	22	23	21	16	
		計	23	32	35	34	33	28	
	春日台校	幼稚部	0	1	1	0	0	0	
		小学部	0	0	0	0	0	0	
		中学部	2	1	0	1	0	0	
		高等部	0	1	1	1	0	0	
	計	2	3	2	2	0	0		
	春日井 高等養護学校	高等部	3	2	3	2	1	1	
	(肢体不自由) 養護学校	一宮 養護学校	幼稚部	0	0	0	0	1	3
			小学部	5	6	5	6	8	6
		小牧 養護学校	中学部	3	2	2	2	2	3
高等部			4	2	3	4	3	3	
計			12	10	10	12	13	12	
古屋 養護学校			小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0	
		高等部	0	0	1	1	1	0	
		計	0	0	1	1	1	0	
(病弱) 養護学校		大府 養護学校	小学部	0	0	1	0	1	0
	中学部		0	0	0	0	0	1	
	高等部		0	0	0	0	0	0	
	計		0	0	1	0	1	1	
幼稚部計		3	5	6	4	3	4		
小学部計		11	12	14	14	21	20		
中学部計		14	12	11	11	8	10		
高等部計		16	24	30	31	28	22		
合計		44	53	61	60	60	56		

(資料：愛知県教育委員会 各年度5月1日現在)

4 市内の小・中学校の特別支援学級の在学状況

犬山市の児童及び生徒が通う市立小学校・中学校の特別支援学級の在学者数は、小学校が63人、中学校が16人となっています。（表2-4）

小学校及び中学校の特別支援学級の在学者の内訳は、知的障害が12学級44人と最も多く、次いで、情緒障害が10学級35人の計22学級79人となっています。（表2-5）

表2-4 犬山市の小・中学校の特別支援学級在学状況 (単位：校、人)

区分	小学校		中学校		小計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	7	63	4	16	11	79

(平成23年5月1日現在)

表2-5 小・中学校の特別支援学級の学年別在学状況 (単位：人)

区分	学級数	在学者数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	12	7	3	8	5	5	6	4	2	4	44
情緒障害	10	6	2	6	9	5	1	3	2	1	35
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	13	5	14	14	10	7	7	4	5	79

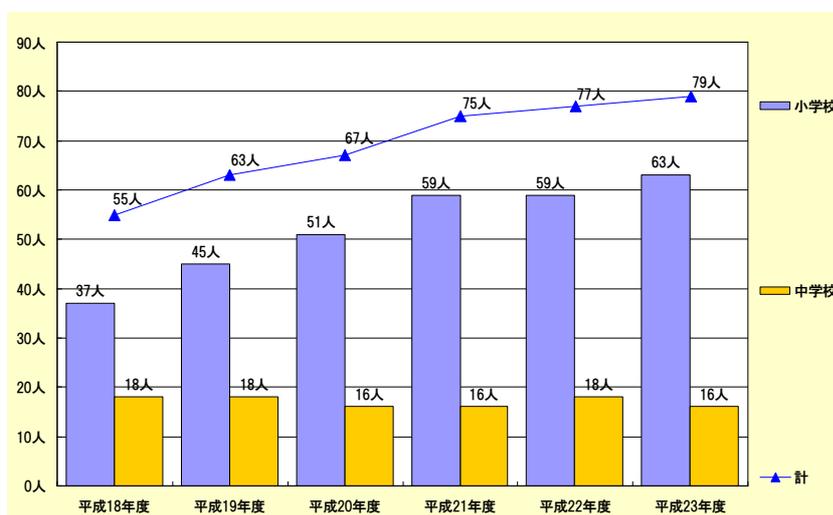
(平成23年5月1日現在)

表2-6 小・中学校の特別支援学級在学者の推移 (単位：人)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	37	45	51	59	59	63
中学校	18	18	16	16	18	16
計	55	63	67	75	77	79

(各年度5月1日現在)

図2-14 小・中学校の特別支援学級在学者の推移



小学校及び中学校の特別支援学級の平成18年度と平成23年度の在学者数の比較では、小学校が37人から26人増の63人、中学校が18人から2人減の16人となっています。（図2-14）

3 雇用・就業の状況

一般企業における障害のある人の雇用については、「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」に基づき、国は、一般企業に対して、常用労働者数の障害者雇用率（法定雇用率）1.8%以上の障害者を雇用することを義務づけています（障害者雇用率制度）。また、これを満たさない企業からは、「障害者雇用納付金を徴収し、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に」対して「障害者雇用調整金」を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費などに助成したりしています（障害者雇用納付金制度）。

平成23年6月1日現在の犬山公共職業安定所（ハローワーク）管内における障害のある人の雇用の状況は、実雇用率1.56%で、雇用率未達成企業の割合は54.5%となっています。（表2-7）

※ 犬山公共職業安定所の管轄区域は、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町です。

表2-7 一般企業における障害のある人の雇用の状況

(単位：%)

規模別	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
56～99人	1.55	60.9	1.25	42.3	1.42	44.5
100～299人	1.19	49.0	1.31	45.3	1.42	48.2
300～499人	1.64	62.5	1.55	47.3	1.61	47.7
500～999人	1.82	75.0	1.67	46.9	1.70	47.2
1,000人以上	1.72	20.0	1.89	54.4	1.90	55.6
計	1.56	54.5	1.63	44.8	1.68	47.0

(資料：犬山公共職業安定所、平成23年6月1日現在)

第2章 障害のある人を取り巻く現状

平成23年3月31日現在の犬山公共職業安定所（ハローワーク）管内の障害のある人の登録者数は、身体障害者が629人、知的障害者が331人、精神障害者が215人の計1,175人となっています。また、就職者数は、身体障害者が415人、知的障害者が260人、精神障害者が67人の計742人となっています。（表2-8）

表2-8 犬山公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

区分	障害別	登録者数		有効求職数		就職中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	41	3.5	12	3.9	26	3.5	3	2.4
	聴覚・言語等	82	7.0	16	5.2	62	8.4	4	3.1
	上肢	122	10.4	33	10.8	76	10.2	13	10.2
	下肢	146	12.4	31	10.1	97	13.1	18	14.2
	体幹	59	5.0	10	3.3	43	5.8	6	4.7
	脳病変	12	1.0	0	0.0	12	1.6	0	0.0
	内部疾患	167	14.2	44	14.4	99	13.4	24	18.9
	小計	629	53.5	146	47.7	415	56.0	68	53.5
知的障害者	331	28.2	54	17.6	260	35.0	17	13.4	
精神障害者他	215	18.3	106	34.7	67	9.0	42	33.1	
合計	1,175	100.0	306	100.0	742	100.0	127	100.0	

（資料：犬山公共職業安定所 平成23年3月31日現在）

平成23年度の新規求職申込数は、身体障害者が121人、知的障害者が38人、精神障害者が97人の計256人となっています。（表2-9）

表2-9 犬山公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

（単位：人）

区分	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神									
新規求職申込数	150	27	44	137	26	48	132	33	71	141	51	77	121	38	97
就職件数	54	12	11	57	14	14	52	14	15	36	16	16	56	12	26
新規登録者数	71	5	24	66	9	36	70	12	54	83	19	55	62	15	61
有効求職数	183	53	49	176	49	63	145	52	86	178	63	107	146	54	106
就職中の者	334	197	14	367	219	24	395	237	31	387	243	47	415	260	67
保留中の者	32	11	3	29	6	10	43	11	19	36	7	18	68	17	42

（資料：犬山公共職業安定所 各年度末現在）

図2-15 障害部位・区分別〔有効求職数〕の割合

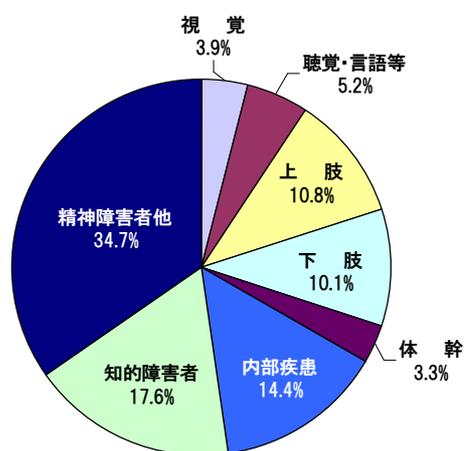
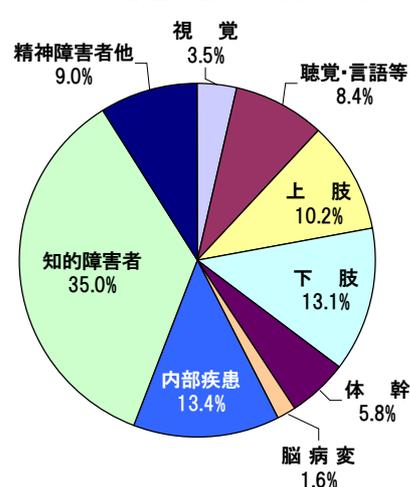


図2-16 障害部位・区分別〔就業中〕の割合



4 施設の利用状況

1 身体障害者の施設利用状況

平成22年度末現在の新体系サービスにおける身体障害者の施設利用状況は、日中活動支援が15人、施設入所支援が12人となっています。（表2-10）

【新体系サービス】

表2-10 身体障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	国立伊東重度障害者センター	国立施設	静岡県伊東市	-	-	1	1	1
	光和寮	社会福祉法人	名古屋市	-	1	1	1	1
	愛知県はなのき寮	愛知県	稲沢市	-	-	-	2	2
	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	名古屋市	-	-	-	1	1
	障害者支援施設ライフトレーニングセンター	社会福祉法人	福井県鯖江市	-	-	-	1	1
	WACケアステーション	NPO法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	夢の家	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	-	3
	春日苑	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	-	4
	セントラルキッチンかすがい	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	1	1
	計			-	1	2	7	15
施設入所支援	国立伊東重度障害者センター	国立施設	静岡県伊東市	-	-	1	1	1
	光和寮	社会福祉法人	名古屋市	-	1	1	1	1
	愛知県はなのき寮	愛知県	稲沢市	-	-	-	2	2
	夢の家	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	-	3
	春日苑	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	-	4
	障害者支援施設ライフトレーニングセンター	社会福祉法人	福井県鯖江市	-	-	-	1	1
	計			-	1	2	5	12

(各年度末現在)

平成 22 年度末現在の旧法施設サービスにおける身体障害者の施設利用状況は、入所施設が 4 人、通所施設が 3 人の計 7 人となっています。（表 2-11）

【旧法施設サービス】

表 2-11 身体障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
入 所 施 設	愛知県身体障害者療護施設 はなのき寮	愛 知 県	稲 沢 市	3	2	2	-	-
	名古屋市総合リハビリテー ションセンター	名 古 屋 市	名古屋市	1	1	-	-	-
	春日苑	社会福祉法人	春日井市	2	2	3	3	-
	ハートランド小牧の杜	社会福祉法人	小 牧 市	3	3	2	2	3
	夢の家	社会福祉法人	春日井市	2	2	3	3	-
	光道園	社会福祉法人	福 井 県 鯖 江 市	1	1	1	-	-
	ライトハウス光和寮	社会福祉法人	名古屋市	1	-	-	-	-
	愛知太陽の家蒲郡授産場	社会福祉法人	蒲 郡 市	1	1	1	1	1
	小 計				14	12	12	9
通 所 施 設	くるみの里	社会福祉法人	江 南 市	2	1	1	1	1
	ハートランド小牧の杜	社会福祉法人	小 牧 市	1	2	2	2	2
	小 計				3	3	3	3
合 計				17	15	15	12	7

(各年度末現在)

2 知的障害者の施設利用状況

平成22年度末現在の新体系サービスにおける知的障害者の施設利用状況は、日中活動支援が127人、共同生活介護が8人、共同生活援助が11人、施設入所支援が31人となっています。（表2-12）

【新体系サービス】

表2-12 知的障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	水平館	社会福祉法人	犬山市	-	-	24	25	25
	ひびき作業所	社会福祉法人	犬山市	-	-	43	46	49
	サンワークス	社会福祉法人	犬山市	-	-	33	36	39
	第二あゆみの家	社会福祉法人	岐阜県垂井町	-	-	1	1	1
	ひらめき2%	社会福祉法人	阿久比町	-	-	1	1	-
	WILL	社会福祉法人	名古屋市	-	-	1	1	1
	資源回収みなみ	社会福祉法人	名古屋市	-	-	1	1	1
	くすの樹	社会福祉法人	東浦町	-	-	1	1	1
	愛知県半田更生園	愛知県	半田市	-	-	-	3	5
	豊橋ちぎり寮	社会福祉法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	自由の杜	社会福祉法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	セントラルキッチン かすがい	社会福祉法人	春日井市	-	-	-	-	1
	WACケアステーション	NPO法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	あかつき共同作業所	社会福祉法人	名古屋市	-	-	-	1	1
計			-	-	105	116	127	
共同生活介護	日の出ホーム	社会福祉法人	犬山市	2	2	2	2	2
	もりたかホーム	社会福祉法人	名古屋市	1	1	1	1	1
	アイワ生活寮	社会福祉法人	東郷町	1	1	-	-	-
	半田更生園ケアホーム	愛知県	半田市	-	1	1	1	1
	第三半田更生園ケアホーム	愛知県	半田市	-	-	1	1	1
	アンカレッジ	社会福祉法人	阿久比町	-	-	1	1	1
	ZZZタンポポ	社会福祉法人	半田市	-	-	1	1	1
	愛saku	NPO法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	はるひ野	社会福祉法人	春日井市	-	-	1	-	-
計			4	5	8	7	8	
共同生活援助	飛翔館	社会福祉法人	犬山市	2	5	5	5	5
	花畑	社会福祉法人	犬山市	4	5	5	5	6
	愛saku	NPO法人	豊橋市	-	-	-	1	-
計			6	10	10	11	11	
施設入所支援	水平館	社会福祉法人	犬山市	-	-	24	25	25
	第二あゆみの家	社会福祉法人	岐阜県垂井町	-	-	1	1	1
	豊橋ちぎり寮	社会福祉法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	自由の杜	社会福祉法人	豊橋市	-	-	-	-	1
	愛知県半田更生園	愛知県	半田市	-	-	-	3	3
計			-	-	25	29	31	

(各年度末現在)

平成 22 年度末現在の旧法施設サービスにおける知的障害者の施設利用状況は、入所施設が 16 人、通所施設が 5 人の計 21 人となっています。（表 2-13）

【旧法施設サービス】

表 2-13 知的障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
入 所 施 設	水平館	社会福祉法人	犬山市	21	22	-	-	-
	ひかり学園	社会福祉法人	犬山市	9	10	9	11	11
	養和荘	社会福祉法人	春日井市	2	2	2	2	2
	森孝勝善館	社会福祉法人	名古屋市	-	-	-	-	-
	小原寮（旧：三好寮）	愛知県	豊田市	2	2	2	2	2
	豊橋ちぎり寮	社会福祉法人	豊橋市	1	1	1	1	-
	ふじの木園	社会福祉法人	江南市	1	1	1	1	1
	藤川寮	愛知県	岡崎市	1	1	1	-	-
	第二あゆみの家	社会福祉法人	岐阜県 垂井町	1	1	-	-	-
	春日台授産所	愛知県	春日井市	2	2	3	-	-
	ゆたか通勤寮	社会福祉法人	名古屋市	1	1	1	1	-
	小計				41	43	20	18
通 所 施 設	ひびき作業所（本場）	社会福祉法人	犬山市	58	51	-	-	-
	ひびき作業所（分場）	社会福祉法人	犬山市	12	19	-	-	-
	ハートフル大口	社会福祉法人	大口町	-	1	1	1	3
	たんぽぽ	社会福祉法人	扶桑町	-	1	1	1	1
	TUTTI	社会福祉法人	名古屋市	1	1	1	1	1
	小計				71	73	3	3
合計				112	116	23	21	21

(各年度末現在)

3 精神障害者の施設利用状況

平成22年度末現在の新体系サービスにおける精神障害者の施設利用状況は、日中活動支援が7人、共同生活援助が1人の計8人となっています。（表2-14）

また、旧法施設サービスにおける精神障害者の施設利用状況は、入所施設が8人、通所施設が15人の計23人となっています。（表2-15）

【新体系サービス】

表2-14 精神障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	しらゆりワーク	社会福祉法人	江南市	-	-	4	4	4
	就労支援センターウイングル・ヒューマンサポート名古屋	営利法人	名古屋市	-	-	-	-	1
	港ワークキャンパス	社会福祉法人	名古屋市	-	-	-	-	1
	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	名古屋市	-	-	-	1	1
	計			-	-	4	5	7
共同生活援助	希望が丘	医療法人	犬山市	1	1	1	1	1
	計			1	1	1	1	1
施設入所支援	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	名古屋市	-	-	-	1	-
	計			-	-	-	1	-

(各年度末現在)

【旧法施設サービス】

表2-15 精神障害者の施設利用状況

(単位：人)

	施設名	設置主体	所在地	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所	アークヒルズ	医療法人	犬山市	7	8	9	8	8
	小計			7	8	9	8	8
施設通所	来果	医療法人	犬山市	14	12	15	13	15
	小計			14	12	15	13	15
合計				21	20	24	21	23

(各年度末現在)

4 その他の施設の利用状況

平成22年度末現在のその他の施設の利用状況は、地域活動支援センターが6か所で91人、心身障害者小規模更生施設が1ヶ所で8人、心身障害児通園施設が1ヶ所で54人、精神障害者通所授産施設が1ヶ所で15人、児童デイサービスが9ヶ所で20人となっています。（表2-16）

表2-16 その他の施設の利用状況

(単位：人)

種 別	施 設 名	設置主体	所在地	人数
地域活動支援センター (者)	ふれんど(身体)	犬山市	犬山市	38
	希楽里(精神)	医療法人	犬山市	38
	ハートフル大口(身体・知的)	社会福祉法人	大口町	5
	ハートランド小牧の杜(身体)	社会福祉法人	小牧市	4
	桃(身体)	NPO法人	春日井市	5
	つみき福祉工房(知的)	NPO法人	半田市	1
	計			91
心身障害者小規模更生施設 (者)	いぶき	犬山市	犬山市	8
心身障害児通園施設 (児)	こすもす園	犬山市	犬山市	54
精神障害者通所授産施設 (者)	来果	医療法人	犬山市	15
児童デイサービス (児)	羽島市発達支援センター発達教室もも	岐阜県羽島市	岐阜県羽島市	1
	児童デイサービスかみなりくん	NPO法人	岐阜県羽島市	1
	たけっこ	営利法人	一宮市	3
	おりーぶおりーぶ	営利法人	江南市	2
	発達支援室ライトハウス	医療法人	大口町	7
	NCPあいあい	NPO法人	春日井市	1
	NCPまんま	NPO法人	春日井市	1
	とまとのプール	営利法人	小牧市	3
	クッキー	営利法人	小牧市	1
	計			20

(平成23年3月31日現在)

5 障害福祉サービスなどの利用状況

1 在宅サービスなどの利用状況

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

平成18年度と平成22年度の比較では、身体が3,440.0時間から490.5時間減の2,949.5時間、知的が875.5時間から173.0時間増の1,048.5時間、児童が354.5時間から248時間減の106.5時間、精神が801.0時間から195.0時間減の606.0時間となっています。全体では、5,471.0時間から760.5時間減の4,710.5時間となっています。（表2-17）

表2-17 居宅介護（ホームヘルプ）の利用状況 (単位：時間)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	総利用時間	総利用時間	総利用時間	総利用時間	総利用時間	
身体	身体介護中心	2,221.5	1,845.0	2,172.5	1,566.0	1,764.0
	家事援助中心	1,027.0	883.0	793.0	922.0	1,074.0
	移動介護中心					
	日常生活援助中心					
	外出・通院介助	191.5	162.0	165.0	111.5	111.5
	乗降介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	3,440.0	2,890.0	3,130.5	2,599.5	2,949.5
知的	身体介護中心	137.0	269.0	441.5	364.0	390.5
	家事援助中心	658.5	612.5	562.0	645.5	658.0
	移動介護中心					
	外出・通院介助	80.0	5.5	0.0	3.0	0.0
	乗降介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	875.5	887.0	1,003.5	1,012.5	1,048.5
児童	身体介護中心	15.0	17.0	50.0	57.0	59.0
	家事援助中心	1.0	2.0	44.5	56.0	47.5
	移動介護中心					
	外出・通院介助	338.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	乗降介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	354.5	19.0	94.5	113.0	106.5
精神	身体介護中心	550.0	519.0	468.0	452.0	100.5
	家事援助中心	251.0	413.0	551.0	570.0	505.5
	外出・通院介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	乗降介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	801.0	932.0	1,019.0	1,022.0	606.0
計	身体介護中心	2,923.5	2,650.0	3,132.0	2,439.0	2,314.0
	家事援助中心	1,937.5	1,910.5	1,950.5	2,193.5	2,285.0
	移動介護中心					
	日常生活援助中心					
	外出・通院介助	610.0	167.5	165.0	114.5	111.5
	乗降介助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	5,471.0	4,728.0	5,247.5	4,747.0	4,710.5

(2) 児童デイサービス

平成18年度と平成22年度の児童デイサービスの利用状況の比較では、延べ2,462回から延べ2,288回増の延べ4,750回となっています。(表2-18)

※児童デイサービスは、平成24年4月1日より、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスから児童福祉法に基づく障害児通所支援の「放課後等デイサービス」に移行となります。

表2-18 児童デイサービスの利用状況

区 分		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
児 童 延利用回数	10人以下(回)	1,816	2,352	2,778	100	656
	11人以上20人以下(回)	646	0	0	3,088	4,094
	21人以上(回)	0	0	0	0	0
	計	2,462	2,352	2,778	3,188	4,750

(3) 短期入所（ショートステイ）

平成18年度と平成22年度の利用状況の比較では、身体障害者が延べ28回から延べ36回増の延べ64回、知的障害者が延べ1,832回から延べ602回減の延べ1,230回、児童が延べ219回から延べ164回減の延べ55回となっています。全体では、延べ2,079回から延べ730回減の延べ1,349回となっています。(表2-19)

表2-19 短期入所（ショートステイ）の利用状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
身体障害者延利用回数 (回)	28	55	50	33	64
知的障害者延利用回数(回)	1,832	800	936	1,111	1,230
児童延利用回数 (回)	219	177	30	7	55
精神障害者延利用回数 (回)	0	0	0	0	0
計(回)	2,079	1,032	1,016	1,151	1,349

(4) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

平成18年度と平成22年度の共同生活援助（グループホーム）の利用状況の比較では、知的障害者は6人から6人増の12人、精神障害者は増減が無く1人となっています。

平成18年度と平成22年度の共同生活介護（ケアホーム）の利用状況の比較では、知的障害者が4人から3人増の7人となっています。(表2-20)

表2-20 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用状況

区 分		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者(人)	6	10	10	11	12
	精神障害者(人)	1	1	1	1	1
共同生活介護 (ケアホーム)	知的障害者(人)	4	4	8	7	7

(5) 訪問入浴サービス

平成18年度と平成22年度の利用延回数の比較では、延べ78回から延べ103回増の延べ181回となっています。(表2-21)

表2-21 訪問入浴サービスの利用状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
利 用 人 数(人)	4	3	4	5	5
利 用 延 回 数(回)	78	87	123	126	181
一人当り利用回数(回)	19.5	29.0	30.8	25.2	36.2

(6) 訪問理髪サービス

平成18年度と平成22年度の利用延回数の比較では、延べ7回から延べ1回増の延べ8回となっています。(表2-22)

表2-22 訪問理髪サービスの利用状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
利 用 人 数(人)	2	2	3	3	3
利 用 延 回 数(回)	7	9	5	11	8
一人当り利用回数(回)	3.5	4.5	1.7	3.7	2.6

(7) 福祉電話の設置

平成18年度から平成22年度については、利用実績はありません。

2 住宅改修費助成の利用状況

平成18年度と平成22年度の住宅改修費助成（日常生活用具等給付事業）の利用状況の比較では、1件から2件増の3件となっています。また、助成額は、147,750円から392,250円増の540,000円となっています。（表2-23）

表2-23 住宅改修費助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用件数(件)	1	3	2	2	3
助成額(円)	147,750	540,000	360,000	203,139	540,000

3 移動・交通サービスの利用状況

平成18年度と平成22年度のタクシー基本料金助成の利用状況の比較では、延べ3,617人から1,083人増の4,700人となっています。また、助成額は、2,061,220円から809,310円増の2,870,530円となっています。（表2-24）

また、自動車改造費の助成及び自動車運転免許取得費の助成については、年度により差があるものの、ほぼ横ばいとなっています。（表2-25、26）

表2-24 タクシー基本料金の助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
利用人数(人)	延人数	3,617	3,846	3,995	4,570	4,700
	実人数	163	186	212	223	222
助成額(円)	2,061,220	2,218,440	2,433,550	2,795,960	2,870,530	

表2-25 自動車改造費の助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用件数(件)	3	3	7	0	4
助成額(円)	260,500	300,000	570,800	0	390,000

表2-26 自動車運転免許取得費の助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数(人)	2	2	0	0	0
助成額(円)	200,000	200,000	0	0	0

4 保健・医療サービスの利用状況

(1) 母子保健づくり

平成18年度と平成22年度の親子教室の利用状況の比較では、実施回数が36回/年から5回/年増の41回/年となっています。利用者は、422人から71人減の351人となっています。また、平成18年度と平成22年度の発達相談の利用状況の比較では、実施回数が12回/年から6回/年減の6回/年となっています。利用者は、116人から49人減の67人となっています。(表2-27、28)

表2-27 親子教室の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施回数(回/年)	36	42	42	42	41
利用者(人)	422	392	355	322	351

表2-28 発達相談の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施回数(回/年)	12	12	11	12	6
利用者(人)	116	129	85	82	67

(2) 健康診査

平成18年度と平成22年度の健康診査の利用状況の比較では、妊婦健康診査受診者が1,235人から6,961人増の8,196人となっています。(表2-29)

乳幼児期の健康診査の受診者数は、ほぼ横ばいとなっています。(表2-30)

特定健康診査等の受診者数は、平成20年度以降増加しています。(表2-31)

表2-29 妊婦健康診査受診者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
妊婦健康診査(人)	1,235	3,420	2,932	5,919	8,196

表2-30 乳幼児期の健康診査受診者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
乳児健康診査(人)	1,027	1,098	1,049	864	1,062
4か月健診(人)	629	670	650	607	646
1歳6か月児健診(人)	663	663	666	662	652
3歳児健診(人)	696	664	667	710	692

表2-31 特定健康診査等受診者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基本健康診査(人)	9,062	8,969			
特定健康診査(人)			4,869	6,345	6,244
一般健康診査(人)			380	107	92
後期高齢者健康診査(人)			2,356	2,825	3,072

※基本健康診査は、平成20年度から特定健康診査等に変更されました。

(3) 自立支援医療（育成医療）の給付

平成18年度と平成22年度の自立支援医療（育成医療）の給付状況の比較では、ほぼ横ばいとなっています。（表2-32）

表2-32 自立支援医療（育成医療）受診者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障害（人）	0	0	1	1	0
聴覚・平衡機能障害（人）	0	1	2	2	1
音声・言語・そしゃく機能障害（人）	13	13	10	7	8
肢体不自由（人）	2	9	6	0	4
心臓障害（人）	8	9	5	3	3
その他（人）	0	1	1	1	0
計	23	33	25	14	16

（資料：愛知県江南保健所）

(4) 自立支援医療（更生医療）の給付

平成18年度と平成22年度の自立支援医療（更生医療）の給付状況の比較では、肢体不自由は14人から22人増の36人となっているのに対し、内部障害は913人から157人減の756人となっています。（表2-33）

表2-33 自立支援医療（更生医療）受診者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
肢体不自由（人）	14	22	19	19	36
内部障害（人）	913	857	832	808	756
計	927	879	851	827	792

(5) 障害者医療費の助成

平成18年度と平成22年度の障害者医療費の助成状況の比較では、ほぼ横ばいとなっています。（表2-34）

表2-34 障害者医療費の助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
平均受給者数（人）	885	899	876	879	890
年間受診件数（件）	19,321	20,617	22,055	21,486	21,468
一人当たり助成額（円）	145,718	155,142	151,414	157,486	153,911

(6) 精神障害者医療費の助成

平成18年度と平成22年度の精神障害者医療費の助成状況の比較では、平均受給者数はほぼ横ばいとなっており、年間受診件数は8,482件から3,832件増の12,314件となっています。（表2-35）

表2-35 精神障害者医療費の助成の利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
平均受給者数（人）	636	619	537	554	591
年間受診件数（件）	8,482	9,766	10,921	11,410	12,314
一人当たり助成額（円）	17,288	21,442	26,774	27,437	26,884

5 福祉的就労施設の状況

(1) 市内の施設の概要

平成23年11月1日現在、市内には6ヶ所の福祉的就労施設があります。(表2-36)

表2-36 市内の福祉的就労施設の利用状況

名称	種別	サービス内容	設置経営主体	作業内容
ひびき作業所	知的	就労継続支援B型	社会福祉法人まみずの里	機械部品のバリ取り、組み立て、その他内職など
サンワークス	知的	就労継続支援B型	社会福祉法人まみずの里	カレット分別、配達サービス、その他内職など
パン工房ブルーメン	知的	就労継続支援B型	社会福祉法人まみずの里	パン作り
来果	精神	授産施設	医療法人桜柱会	パン、リース作り
株式会社元氣べんとう	身体・知的・精神	就労継続支援A型	株式会社元氣べんとう	食器洗浄
DAIファーム	身体・知的・精神	就労継続支援A型	株式会社DAIファーム	いちご、しいたけ栽培

(2) 市外の施設の概要

平成23年4月1日現在、市外の11ヶ所の福祉的就労施設を市内の障害者が利用しています。(表2-37)

表2-37 近隣市外の福祉的就労施設

名称	種別	サービス内容	設置経営主体	作業内容
しらゆり・ワーク(江南市)	精神	就労継続支援B型	社会福祉法人尾北しらゆり福祉会	内職、自主製品作成、販売活動
セントラルキッチンかずがい(春日井市)	身体・知的・精神	就労継続支援A型	社会福祉法人薫徳会	調理製造(病院、施設へ提供)
資源回収みなみ(名古屋市)	知的	就労継続支援A型	社会福祉法人ゆたか福祉会	ビン・カン回収
光和寮(名古屋市)	身体	就労継続支援B型	社会福祉法人名古屋ライトハウス	自主製品作成、印刷
くすの樹(東浦町)	知的	就労継続支援B型	社会福祉法人相和福祉会	軽作業、自主製品作成
ひらめき2%(阿久比町)	知的	就労継続支援B型	社会福祉法人相和福祉会	内職、うどん製造、園芸、生ゴミ処理
港ワークキャンパス(名古屋市)	身体	就労継続支援A型	社会福祉法人名古屋ライトハウス	金属加工(各種ブリキ缶製造ライン、プレス部門)
あかつき共同作業所(北名古屋市)	知的	就労移行支援	社会福祉法人ゆたか福祉会	菓子製造・下請作業・リサイクル業務・高齢者向け給食配達サービスなど
名古屋市総合リハビリテーションセンター(名古屋市)	身体 精神	就労移行支援	名古屋市	パソコン入力、書類仕分
WACケアステーション(豊橋市)	身体・知的・精神	就労移行支援	特定非営利活動法人福祉住環境地域センター	パソコン業務、軽作業、農作業、清掃
就労支援センターウイングル・ヒューマンサポート名古屋(名古屋市)	身体・知的・精神	就労移行支援	株式会社ウイングル	パソコン業務

6 手当の給付状況

(1) 障害者扶助料

障害者扶助料の支給額は、平成18年度と平成22年度の延べ受給者数比較では、32,928人から4,296人増の37,224人となっています。（表2-38）

表2-38 障害者扶助料の延べ受給者数の推移

(単位：人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
重 度 (月額2,600円)	13,000	13,435	13,656	13,982	14,329
中 度 (月額2,300円)	15,741	16,152	16,728	17,708	18,397
軽 度 (月額1,300円)	4,187	4,032	4,074	4,295	4,498
計	32,928	33,619	34,458	35,985	37,224

表2-39 障害者扶助料の支給額の推移

(単位：円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
重 度 (月額2,600円)	33,800,000	34,998,500	35,505,600	36,353,200	37,255,400
中 度 (月額2,300円)	36,203,700	37,259,600	38,502,800	40,728,400	42,313,100
軽 度 (月額1,300円)	5,443,100	5,241,600	5,296,200	5,583,500	5,847,400
計	75,446,800	77,499,700	79,304,600	82,665,100	85,415,900

(2) 在日外国人重度心身障害者福祉手当

平成18年度から平成22年度については、利用実績はありません。

6 障害者の推計

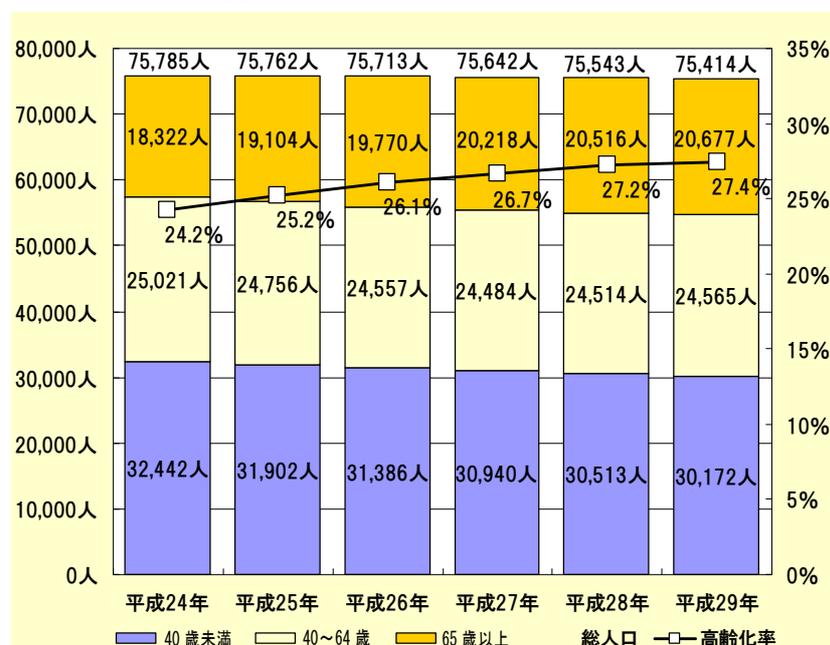
1 総人口の推計

総人口は、平成19年から平成22年までの住民基本台帳人口及び外国人登録を基に、コーホート変化率法により推計しました。

本市の将来人口は緩やかに減少し、平成29年には75,414人となると推計され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の上昇が見込まれます。

(図2-17)

図2-17 総人口の推計



2 障害者数の推計

各手帳所持者数及び特定疾患患者数の出現率（総人口に対する割合）によって得られた将来の障害者数の推計は以下の通りです。

本市の障害者数は緩やかに増加することが推計されます。

図 2-18 身体障害者数の推計

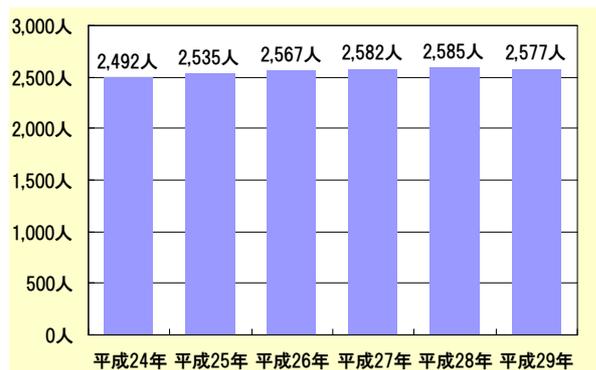


図 2-19 知的障害者数の推計

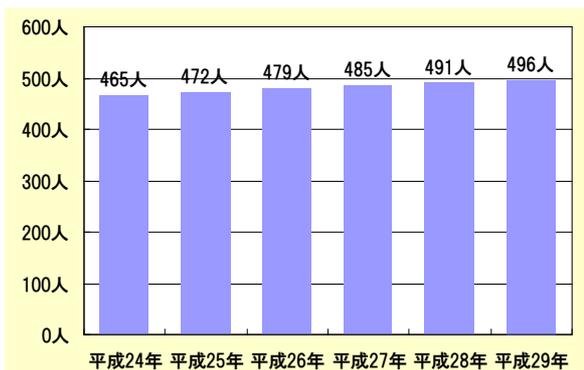


図 2-20 精神障害者数の推計

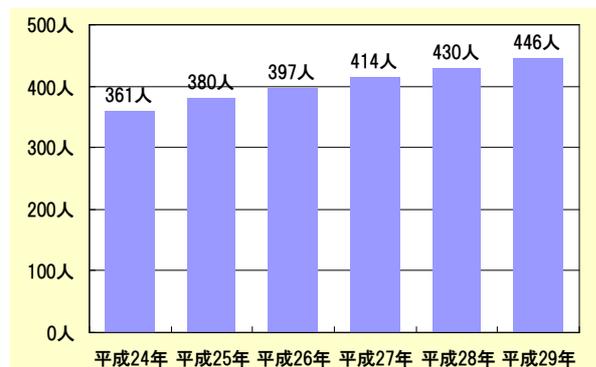
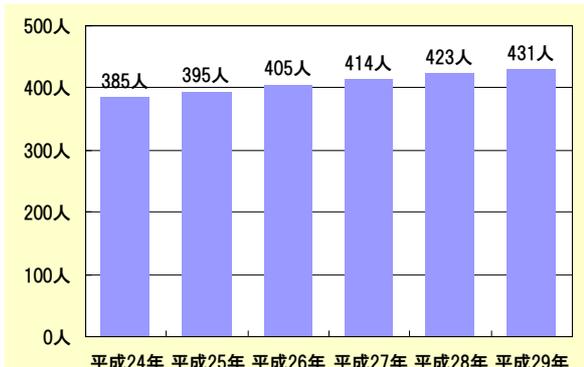


図 2-21 特定疾患患者数の推計



1 基本理念

本市においては、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の2つを基本的理念として踏まえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」の実現を目指してきました。

障害のある人の生活については、日常生活における質的な向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されており、そのためには、共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支えあうことが重要です。

今後も、共生社会の実現を目指し、2つの基本的理念を踏まえ、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という「ソーシャル・インクルージョン（包括的（インクルーシブ）な共生社会）」の理念を進めていきます。

本計画においては、第1次犬山市障害者基本計画の基本理念を引き継ぎ、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築を目指し、キャッチフレーズも引き続き「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」とします。

誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山

い

●いつでも、どこでも、だれもが気軽に相談できる

ぬ

●めくもいのある、ひとにやさしいユニバーサル・デザイン

や

●やさしさど支え合いによる市民協働

ま

●まもり、助け、支え合う心を育てる

2 重点課題

「自立」とは、一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、合理的配慮に基づく必要な支援を受けて、自分らしい生き方や幸せを追求することです。

すべての障害のある人が、地域社会において、こうした意味での自立した暮らしを実現し、就労や文化芸術活動など様々な社会活動に参加することを一層進めるためには、社会における支援によって、合理的な配慮に基づく必要な条件を整備していく必要があります。

個々の暮らしは、障害の有無にかかわらず、日常の生活基盤である住まいなどの暮らしの場と、社会的な役割を担う活動や参加の場、そして余暇活動などの場が重要な要素です。こうした視点を重視し、自立生活支援の施策の展開を図る上で、次の点を重点課題とします。

1 住み慣れた地域における自立生活への支援

- 住み慣れた地域に暮らすことは、年齢や障害の有無にかかわらず、地域社会における人と人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求めることです。すべての障害のある人が、地域社会の中で自立した生活をおくるためには「福祉の社会化」の定着が求められます。
- 主な支援者（介助者）である親や家族も今後さらに歳をとり、高齢化していきます。親や家族の支援のみに依存しないで暮らしたいとの自立への意欲に対し、積極的な支援を行うとともに、親や家族などの負担軽減を図ることが必要です。そして、より身近な地域での自立に向けた生活支援やグループホーム、ケアホームなどの支援体制の構築をしていく必要があります。
- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病患者、その他の心身の機能の障害がある人など、日常生活や社会参加や活動に相当の制限を受ける人に対する支援に向けて、市民への障害に対する正しい理解の徹底を図り、共生社会実現という目標を共有するとともに、各関係機関の関係者と連携した個々のライフステージに則した自立支援システムのより一層の充実が求められています。

2 生活基盤としての多様な住まいの確保

- 住まいは、地域で暮らし続けるための重要な基盤であり、社会参加への出発点です。グループホームやケアホームも暮らしの場と位置づけ、地域における自立した生活支援の充実を図っていくことが必要です。
- 地域の中で障害のある人や障害に対する理解を深めるとともに、住まいの確保への促進策に積極的に取組み、多様な住まいの場が確保できるよう努めることが求められます。

3 より豊かな就労への支援

- 就労は人間としての基本的な権利です。自分の可能性に挑戦しながら、社会の構成員としての役割を担い、自立した生活を送ることにその意義が見出されます。
- 働くことにチャレンジし、働き続けるためには、身近な地域での就業面・生活面での一体的・継続的な支援が重要であり、各種雇用・就業に関する相談事業や地域の実情に則した雇用施策が必要です。このためには、地域での就業支援の核となる障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関と事業者が連携し、これを支える地域での就労支援ネットワークの構築を進めていくことが求められています。

4 災害時における支援体制の確立

- 災害時には高齢者や障害者本人、家族による自助、近隣住民などによる共助が重要となります。さらに、日頃から地域住民、民生委員児童委員、介護関係者などが安否確認をしたり、必要な支援をしていくなど、災害時に支援の輪から漏れがないよう、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定めるなどの「地域の見守りネットワーク」を中心とする互助による支援体制が求められます。一方、公助として行政の健康福祉関係部局と防災部局を中心に、要援護者の避難や救援などの支援業務を的確に実施できるよう、日頃から社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係者、障害者団体関係者、医療関係機関などとの連携を深めておくことが大切です。
- 要援護者に対し、地域と連携し災害時に迅速に対応できるよう、平成23年4月より「災害時用援護者支援制度」を開始しています。さらに、情報伝達体制や障害のある人に配慮した避難所の環境整備など、災害時における要援護者の避難行動や避難生活を支援する体制を整える必要があります。

5 個々の生活状況に合ったきめ細やかな相談支援体制の確立

- 障害者福祉全体が、サービス提供者中心の発想から利用者自らが必要なサービスを選択・決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶ利用者本位の発想に転換し、利用者が主体となった自立支援の社会をつくるために、利用するサービスに対応した相談支援体制の充実が求められます。
- 行政の窓口だけではなく、身近な地域での社会資源を活用した相談窓口の設置を図ることが求められるとともに、制度やサービスの枠組みに障害のある人を合わせるのではなく、一人ひとりの暮らしに、制度やサービスを近づけようとする地域での自立生活へ向けたケアマネジメントの取組み体制を強化し、従来の申請主義的な「待つ」相談から、身近に寄り添い手を差し伸べるアウトリーチとしての相談支援体制への転換を当事者団体や関係機関との連携の中で進めていくことが必要です。
- 自らが必要なサービスを選択し、決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶためには、個々の生き方や生活状況に合わせたケアマネジメントによる相談支援体制の整備が不可欠です。また、精神に障害のある人や発達障害者、難病患者にとって、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所や関係機関と行政の連携が不可欠であることから、医療機関や保健所を中心とした連携の構築を図るとともに、行政のコーディネーターとしての役割の強化と当事者活動などとの協働の視点も組み入れた取組みを推進していくことが求められています。

6 障害者スポーツの振興

- スポーツ基本法が平成 23 年 8 月 24 日から施行され、その基本理念として、スポーツの推進の観点から、障害者に必要な配慮を行うこととされています。障害の種別にかかわらず、全ての障害のある人の社会参加が大切であることから、障害者と健常者が共にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室の開催が求められています。

3 分野別施策の展開方向

基本理念、重点課題を踏まえ、以下の分野別施策の展開方向に沿って、市民や支える団体などと協働しながら、地域における障害のある人の福祉を確かなものとしていきます。

【分野】	【施策の展開方向】	【関連する重点課題】
1 啓発・広報	(1) 市民・ボランティア等による地域福祉活動の推進	
	(2) 福祉教育の推進	
	(3) 啓発・広報活動の推進	
	(4) 公共サービス従事者の障害者理解の推進	
2 生活支援	(1) ニーズに合った福祉サービスの提供	①自立生活への支援 ②住まいの確保
	(2) 経済的支援の充実	
	(3) 相談支援体制の充実	⑤相談支援体制の確立
	(4) 障害者団体への支援	
	(5) 権利擁護の推進	⑤相談支援体制の確立
	(6) スポーツ、文化芸術活動の振興	⑥障害者スポーツの振興
3 生活環境	(1) 歩行空間等のバリアフリー化の推進	
	(2) 建築物のバリアフリー化の推進	
	(3) 防災・防犯対策等の推進	
	(4) 災害時における支援	④災害時支援体制の確立
4 教育・育成	(1) 専門機関の充実	
	(2) 指導力の向上	
	(3) 一貫した教育支援	
5 雇用・就業	(1) 就労移行支援の充実	③就労への支援
	(2) 働く場の確保と就労継続支援の充実	③就労への支援
6 保健・医療	(1) 健康づくりによる予防・早期発見	
	(2) 障害に対する適切な医療の実施	
7 情報・コミュニケーション	(1) わかりやすく、利用しやすい情報の提供	
	(2) コミュニケーション支援の充実	
	(3) 情報提供の充実	

1 啓発・広報

● 現状と課題 ●

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障害を理由とした差別がないよう、障害及び障害者に関する社会全体の理解を深めることが必要です。

特に、内部障害や精神障害、発達障害、高次脳機能障害については、外見からではその障害が分かりにくく、障害に対する十分な理解が得られていないことから、その特性等に関する理解を深め、必要な配慮や支援が行われるよう、一層の啓発・広報が求められます。

また、障害者福祉に対する市民の関心は高く、日頃から障害のある人を含めた話し合いや交流の機会を設けることは、社会全体の理解が深まり、様々な課題の解決に向けた大きな足がかりになることと考えられます。



■市民・ボランティア等による地域福祉活動の推進

- 福祉施策は地域の人々の理解や協力を得て、発展していくものだと思う。
- 地域での助け合いが大切だと感じる。
- 障害者を地域や社会全体でサポートする必要がある。
- 互いに思いやりの心を持ち、助け合えるのがよい。

■福祉教育の推進

- 障害に対する偏見や差別のない、温かみのあるまちづくりをしてほしい。
- 子ども未来園や小中学校等でふれあいの機会があればよい。
- 人の輪や仲間づくりなどができる場があればよい。
- 障害児が学童保育（児童クラブ）を利用できるようにしてほしい。

■啓発・広報活動の推進

- 障害者だが、一見、健常者と全く変わらないと一体どこが悪いのだと言われ、理解されにくい。
- 障害者専用駐車場に健常者の車が駐車しないようにしてほしい。
- 内部障害者に配慮できるようなシンボルマークを周知してほしい。

■公共サービス従事者の障害者理解の推進

- 手続きや会議などに手話通訳者で行くと、「この人は誰ですか」という態度をとられる。手話通訳への理解が不足していると思う。
- 市職員に専門的な知識を身につけてほしい。

1 市民・ボランティア等による地域福祉活動の推進

● 施策の方向 ●

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、市民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
市民活動・ボランティア活動の促進	継続	市民活動やボランティア活動を支援するとともに、活動を通じて市民の障害への理解と協力を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進事業 【ボランティア活動の支援を実施します。】 【福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ支援事業 ・市民活動支援事業 【地域活動推進課】
福祉ボランティア学習の支援	継続	大学生などを対象とした福祉ボランティア学習について、施設などの関係機関と連携して実施を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉現場研修等の支援 【福祉課】

2 福祉教育の推進

● 施策の方向 ●

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心と理解を深めるため、小・中学校の特別活動等において福祉教育を推進します。

また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
福祉体験や講演の実施	継続	小・中学校の総合学習の時間に、福祉をテーマにした講習を行い、障害者の生活体験や講演を通じ、児童生徒の福祉への関心を高める教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉実践教室の実施支援 【小・中学校の総合学習の時間に、補助犬とのふれあいや車いす体験など、福祉をテーマにした講習を支援します。】 【福祉課】
日常生活の中での障害への理解の促進	継続	子ども未来園や児童クラブにおいて、支援を受けることにより集団生活に適應できる障害児を受け入れ、あそびや生活を通し健常児と障害児が関わることにより、育ちを支援するとともに、障害に対する理解を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来園における統合保育 ・児童クラブ障害児受入事業 【子ども未来課】

3 啓発・広報活動の推進

● 施策の方向 ●

障害のある人や障害に対する社会一般の理解を深めるため、市民の集まるイベントに障害者団体ブースを設置するなどし、啓発活動を推進します。

また、広報いぬやまやホームページを用いて、より多くの市民の理解を推進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
行事における啓発	継続	コミュニティ活動や市民の集まるイベントにおいて、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品等の販売を行うとともに障害への理解を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ支援事業 【地域活動推進課】 ・さら・さくらまつり、秋桜まつり 【健康推進課】
市広報、広報板等による啓発	継続	広報いぬやま、愛知北エフエム放送、ホームページ、広報板等を用いて、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・広聴事業 〔広報いぬやま、愛知北エフエム放送での広報いぬやまの読み上げを通して施策を周知します。〕 ・広報板設置事業 〔各町内、駅などの公共の場に設置された広報板にポスター等を掲示します。〕 【福祉課・秘書企画課】

4 公共サービス従事者の障害者理解の推進

● 施策の方向 ●

障害のある人が地域において安心して生活できるよう、市職員やサービス従事者の障害者に関する理解を深め、意識の向上を目指します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
市職員の障害者に関する理解促進	継続	障害者等に適切な対応ができるよう、市職員に福祉体験研修を実施し、障害者や高齢者の生活体験を通じて障害への理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 【総務課】
専門研修の積極的な活用	継続	発達障害などの専門的な研修を積極的に活用し、職員の障害に対する理解を深めるとともに専門性の向上を図ります。また、各研修の情報を市内の障害者施設に提供し、サービス従事者の研修参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門研修への積極的参加 【福祉課、子ども未来課、健康推進課、学校教育課】 ・各専門研修の情報提供 【福祉課】

2 生活支援

● 現状と課題 ●

障害のある人の多くは、日常生活全般において家族等の支援を中心とした生活をしており、そういった身近な支援者の負担の増加や高齢化、障害のある人の厳しい就労状況などが背景となって、将来への不安につながっていると言えます。

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、一人ひとりの多様なニーズに対応した、障害者本人や家族への支援が必要です。

多様なニーズに応じた支援を提供するために、各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援の実施のための個別支援計画を作成するなど、相談支援体制を整備するとともに、日常生活や緊急時に受けることができる施策の充実、社会活動の場の拡大が望まれます。



■ニーズに合った福祉サービスの提供

- 個々のニーズに応じたサービスを提供してほしい。
- 介助者が高齢になった時など、受け入れる施設はあるのか心配である。
- フリースペースなど通える場所がほしい。
- 移動に不自由している。

■経済的支援の充実

- 障害者手当だけでは生活が不安である。
- 経済的支援を充実してほしい。

■相談支援体制の充実

- 障害福祉サービスをわかりやすく説明してほしい。
- 親も当事者も相談できる窓口がほしい。
- 様々な障害について相談できるとよい。

■障害者団体への支援

- 障害者同士で同じ障害について、語り合える場がほしい。
- 障害者の親の会等への活動に援助してほしい。

■権利擁護の推進

- 障害者に対する差別や偏見がないようにしてほしい。
- 成年後見制度の利用を相談したい。
- 親亡き後の将来が心配である。

■スポーツ、文化芸術活動の振興

- 障害者が参加できる趣味活動の場を充実してほしい。
- 障害者のためのスポーツ教室を開催してほしい。

1 ニーズに合った福祉サービスの提供

● 施策の方向 ●

地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合った支援を提供します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害福祉サービス等の利用促進	充実 重点	一人ひとりの障害や環境、希望に応じ、自宅での支援や施設での支援など、様々な福祉サービスを組み合わせ提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス ・ 地域生活支援事業 【福祉課】
福祉用具の利用促進	充実	<p>障害者・児に、福祉用具の購入や修理に係る費用を支給し、自立した生活を支援します。</p> <p>また、要望や近隣市町の状況に応じて、助成の対象とする福祉用具を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費支給事業 ・ 日常生活用具給付事業 <p>〔 障害者・児に、就労や日常生活の能率向上を図るための補装具・日常生活用具の購入や修理に係る費用を支給します。 〕</p> 【福祉課】
重度障害者への支援	継続	在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者更生施設いぶき管理運営事業 <p>〔 在宅で生活している重度の知的及び肢体不自由障害を重複している障害者を日中支援する市施設を管理運営します。 〕</p> 【福祉課】
日中活動の場の提供	継続	<p>障害者・児に、日中活動の場を提供し、機能訓練や創作活動を行います。</p> <p>また、創作的活動や社会との交流の促進を図るとともに、専門的な相談支援事業も実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者活動センターふれんど運営事業 <p>〔 市施設として身体障害者の地域活動支援センター事業を実施します。 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者地域活動支援センター委託事業 <p>〔 近隣市町とともに地域活動支援センター事業を委託することにより実施します。 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者授産施設助成事業 <p>〔 ひびき作業所建設に係る費用の助成を県とともに継続して実施します。 〕</p> 【福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害児通園施設こすもす園運営事業 ・ 児童デイサービスセンターこすもす園運営事業 <p>〔 心身の発達に何らかの援助が必要な児童に、集団療育や個別指導・言語訓練・理学療法、保護者に対する相談などを実施します。 〕</p> 【子ども未来課】

<p>居住の場の確保</p>	<p>継続 重点</p>	<p>障害者が地域で生活する場としてグループホーム・ケアホームの整備について、関連事業者に積極的に働きかけます。また、心身障害者等の世帯を対象とした福祉向住宅の情報を提供・紹介します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの整備促進 【福祉課】 ・障害者向け公営住宅の情報提供 【都市計画建築課】
<p>日常生活の支援</p>	<p>継続 重点</p>	<p>障害者が地域で生活していくのに日常的に必要なとなる、様々な生活支援を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス 〔重度の肢体不自由障害者を対象に訪問入浴を実施します。〕 ・訪問理髪サービス 〔重度心身障害者を対象に訪問理髪サービスを実施します。〕 【福祉課】
<p>移動手段の充実</p>	<p>継続 重点</p>	<p>障害のある人も含む市民生活を支える重要な足としてのコミュニティバスの運行やタクシーの基本料金の助成等、障害者の移動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業 〔車いすに対応した車両も導入しており、障害のある人も利用しやすい、親しみのあるコミュニティバスとして運行します。〕 【防災安全課】 ・障害者タクシー料金助成事業 〔重度障害者を対象にタクシー券を交付し、タクシー基本料金を助成します。〕 【福祉課】

2 経済的支援の充実

● 施策の方向 ●

経済的自立と生活の安定を図るため、障害の程度に応じ障害者扶助料等の手当を支給するとともに、税金や保育料等を減免します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
手当等の支給	継続	障害の程度に応じ、障害者扶助料等を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者扶助料支給事業 ・ 在日外国人重度障害者福祉手当支給事業 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
税・保育料・指定ごみ袋の減免	継続	障害者の経済的負担を軽減するため、障害程度等に応じ、市民税や軽自動車税などの税金や保育料、指定ごみ袋を減免します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税の控除・減免 ・ 軽自動車税の減免 <p style="text-align: right;">【税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料の減免 <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋の減免 <p style="text-align: right;">〔障害者で常時紙おむつが必要な人に、指定ごみ袋（中袋）を1月あたり5枚配布します。〕</p> <p style="text-align: right;">【ごみ減量推進課】</p>
特別支援教育を受けるための経済的支援	継続	障害のある児童が特別支援教育を受けるのを支援するため、特別支援教育就学奨励費の制度の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育就学奨励費の支給 <p style="text-align: right;">〔特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者で、その世帯の収入額が一定額以下である場合、学用品等購入費や学校給食費などを支給します。〕</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>

3 相談支援体制の充実

● 施策の方向 ●

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携するとともに相談支援体制の充実を図ります。

また、より障害者自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
相談の連携	継続	より身近な相談の窓口として医療機関、民生委員児童委員による地域住民の実態把握や相談から、市・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師等との連携を密にします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員活動の支援 【福祉課】 ・ 各相談窓口の連携 【福祉課、子ども未来課、長寿社会課、健康推進課】
専門相談窓口の充実	充実 重点	市の障害者相談支援事業所や社会福祉協議会の地域福祉サービスセンターによる訪問や、身体・知的障害者相談員・精神保健福祉士・医師・保健師などによる相談を行い、発達障害を含む様々な障害者に合った情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用等に必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山市障害者相談支援事業所の充実 ・ 身体・知的障害者相談員による相談 ・ 精神保健福祉士による相談 【福祉課】 ・ 個別相談事業 【子ども未来課】 ・ 発達相談事業・成人保健事業 【健康推進課】
個別の支援計画の作成	新規 充実	障害福祉サービス利用者や個別支援が必要な児童に対し、支援内容等の情報を共有し、進学・進級・就職後も同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山市障害者相談支援事業所の充実 【福祉課】 ・ 個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課・福祉課】
地域自立支援協議会の設置	継続	障害者を含む保健・医療・福祉関係者やサービス事業者等の計14名から構成される「犬山市障害者自立支援協議会」を設置し、困難事例等の対応を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山市自立支援協議会の設置 【福祉課】

4 障害者団体への支援

● 施策の方向 ●

市内の各障害者団体に対し、福社会館等の公共施設や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援します。

また、各障害者団体に補助金を交付するとともに、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
公共施設等の使用の支援	継続	公共施設や福祉バスを障害者団体等に貸出し、各団体の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バス運行事業 福社会館管理事業 【福祉課】
活動資金の助成	継続	市内の障害者団体に補助金を交付し、活動の活性化を図るとともに、社会活動や運動会等イベントの実施を委託し、障害のある人の社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体への補助金交付、事業委託 【福祉課】

5 権利擁護の推進

● 施策の方向 ●

障害者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度等を活用し、障害者が適切に個人の財産を管理できるように支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
権利擁護の推進	継続 重点	障害者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し、障害者が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護事業の推進 【福祉課・長寿社会課】 <ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者相談支援事業所の充実 【福祉課】

6 スポーツ、文化芸術活動の振興

● 施策の方向 ●

障害の種別にかかわらず、全ての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室等の開催を支援します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害者スポーツの振興	充実 重点	<p>様々なスポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会の開催を支援します。</p> <p>また、障害者スポーツについての啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種スポーツ大会の開催支援 <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツの振興支援 身体障害者活動センターふれんど運営事業 <p>（身体障害者活動センターふれんどの視覚障害者用卓球台(サウンドテーブルテニス)について周知し、利用促進を図ります。）</p> <p>【福祉課】</p>
生涯学習環境の整備	継続	<p>いつでも・どこでも・誰でも学ぶことのできる生涯学習環境を整備し、障害者も参加しやすいよう、必要に応じ、手話通訳者や要約筆記者を配置します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座事業 生涯学習支援事業 生涯学習施設の活用 <p>【社会教育課】</p>
文化芸術活動の振興	継続	<p>障害のある人の文化芸術活動を支援するため、市内にある文化財・資料館等への入場登閣料、観覧料、入館料を免除、減額します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犬山城、どんでん館、文化史料館 <p>【歴史まちづくり課】</p>

3

生活環境

● 現 状 と 課 題 ●

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化や、バスや自動車など身近な交通手段が必要です。

支援者に依存せず、障害のある人が自立した生活を営むためには、歩行空間等のバリアフリー化をさらに推進していくとともに、身近な交通手段を充実し、さらに利用費用の助成などの経済的支援も重要となります。

また、障害者のみの世帯などでも安心して生活ができるように、防災・防犯対策を推進するとともに、いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、災害時の支援体制づくりを早急に進めていくことが必要です。



■ 歩行空間等のバリアフリー化の推進

- 安心して利用できる道路整備が必要である。
- 階段にできるだけ手すりを設置してほしい。
- 車いす利用者には不便だと感じる人が多い。
- 視覚障害者用音響信号を整備してほしい。

■ 建築物のバリアフリー化の推進

- 外出時に障害者用トイレがあるか心配である。
- 障害者用駐車場の利用者が増え、数が不足している。
- 多くの施設は健常者が障害者等を助けやすい構造にはなっているが、障害者等が自分で生活していくという点では不十分だと思う。

■ 防災・防犯対策等の推進

- 地域での温かい見守りがあるため、安心して生活ができている。
- 信号がない道を渡る時、視覚障害者には車が止まっているかわからない。
- 東日本大震災があり、震災に備える必要がある。
- 犬山市安心情報メール（災害時緊急情報提供システム）を周知すべきである。

■ 災害時における支援

- 災害時は市から個人情報を出して支援してほしい。
- 避難場所が遠いため、安全に避難できるか心配している。
- 避難場所のトイレを障害者も利用できるようにしてほしい。
- 避難時に医療行為が受けられるか心配している。
- 障害者対応のできる避難所が必要である。

1 歩行空間等のバリアフリー化の推進

● 施策の方向 ●

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。

また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園・広場の整備を推進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
道路・歩行空間のバリアフリー化	継続	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に併せたバリアフリー整備 ・歩行空間の創出とバリアフリー化の推進 【建設課 道路維持課 防災安全課】 ・視覚障害者用音響信号機の整備 〔視覚障害者用音響信号機の設置を警察署に要望していきます。〕 【防災安全課】 ・道路パトロール事業 ・道路維持改修事業 ・道路維持管理事業 【道路維持課】 ・都市計画に関する各種調査・各種計画の策定・立案・決定等 【都市計画建築課】 ・美しいまちづくり事業 【歴史まちづくり課】
公共交通機関や公園・広場の環境整備	継続	<p>障害者等すべての人が公共交通機関を利用した移動が円滑にできるような環境を整備します。</p> <p>また、市民が多く集まる広場や公園などを安全で快適に利用できるように整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場維持管理事業 【道路維持課】 ・犬山駅西広場整備事業、楽田駅東広場整備事業 【建設課】 ・都市公園維持管理事業 ・都市公園改修事業 ・児童遊園・ちびっこ広場管理事業 【公園緑地課】 ・主要駅の機能強化 【防災安全課】

2 建築物のバリアフリー化の推進

● 施策の方向 ●

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が円滑に利用できるように、公共施設のバリアフリー化を推進します。

さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮して整備します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
建築物のバリアフリー化の推進	継続	人にやさしいまちづくりの理念に基づき、障害の有無に関わらず様々な人が利用する公共的な建物や駐車場等についてバリアフリー化を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等のバリアフリー整備 【都市計画建築課】 ・ 観光公衆トイレ整備事業 【観光課】 ・ 楽田児童センター建設事業 【子ども未来課】 ・ 新体育館建設事業 【社会教育課】

3 防災・防犯対策等の推進

● 施策の方向 ●

自主防災組織による防災訓練の実施や、交通安全・防犯活動に自主的に取り組む団体等を支援し、平時から地域の中で障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障害特性に配慮した防災・防犯対策、交通安全対策を進めます。

施策の方向	内容	取り組む事業など
防災・防犯対策の推進	<p>大雨や地震等の災害に備え、障害のある人などを含む市民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織が行う防災訓練を支援するなど、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めます。</p> <p>また、障害の特性に配慮した防災・防犯体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策事業 〔 避難所、避難路の確保、防災倉庫の整備、飲料水や食料品等の防災備蓄品・資機材の拡充を図り、また、各家庭などでも備蓄品などを備えるよう啓発に努めます。 〕 ・ 自主防災組織等の育成事業 ・ 防災体制の充実 〔 自主防災組織や防災ボランティア組織など関係団体と連携し、防災体制の充実・強化を図ります。 〕 ・ 防犯対策 〔 警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。 〕 <p style="text-align: right;">【防災安全課】</p>
安全な交通の確保	<p>事故のない安全な交通環境を確保するため、良好な道路環境を整備し、関係機関と調整を図り、横断歩道等の交通安全施設の充実に努めます。</p> <p>交通安全のために活動する団体などと連携し、市民の交通安全意識の向上に努めます。</p> <p>また、障害の特性に配慮した交通安全対策の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全対策 ・ 視覚障害者用音響信号機の整備 〔 視覚障害者用音響信号機の設置を警察署に要望していきます。 〕 <p style="text-align: right;">【防災安全課】</p>

4 災害時における支援

● 施策の方向 ●

災害時要援護者制度を活用し、障害者が安全に避難するための支援体制を確立します。

また、高齢者、障害者などの要援護者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を検討していきます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
災害時の避難支援	充実 重点	障害のある人や高齢者など、災害時に特に支援を必要とする人の援護が地域の中で行えるよう、支援体制を充実していきます。	・災害時要援護者支援制度 【福祉課・長寿社会課・防災安全課】
福祉避難所の指定	新規 重点	東日本大震災により、その必要性や役割が再認識されている福祉避難所を指定を検討していきます。	・福祉避難所の指定 【福祉課・長寿社会課・防災安全課】

4 教育・育成

● 現状と課題 ●

発達障害などの特別な教育的配慮を必要とする子どもを含め、障害のある子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

療育・教育に携わる保育士や教師、指導員等の障害に対する理解を一層深めるとともに、指導員を配置するなどの支援体制の充実が必要です。

また、乳幼児期からライフステージに即した計画的、継続的な支援ができるよう、教育、福祉、保健の各関係機関の連携をさらに進めるとともに、学校卒業後においても社会参加と自立に向けた継続した支援が求められます。



■ 専門機関の充実

- 言語や作業訓練が受けられるサービスを充実してほしい。
- 安心して預けられる施設を充実してほしい。
- 発達障害児に対する教育の場を充実してほしい。
- スクールカウンセラーを充実してほしい。
- 特別支援学級を充実してほしい。

■ 指導力の向上

- 障害児に関わる人（保育・教育）の能力の向上を図り、より専門的な支援をしてほしい。

■ 一貫した教育支援

- 学齢期でも言語や作業訓練が受けられる機会があるとよい。
- 今後も相談にのってほしい。

1 専門機関の充実

● 施策の方向 ●

就学前の療育の専門機関である、こすもす園において障害のある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。

また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障害をもつ児童・生徒の自立を支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
就学前の療育の充実	継続	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性を踏まえ、保護者と共に一人ひとりに対応した支援を行います。 また、子ども未来園との交流事業を実施するとともに、幼稚園との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害児通園施設こすもす園運営事業 児童デイサービスセンターこすもす園運営事業 心身の発達に何らかの援助が必要な児童に、集団療育や個別指導・言語訓練・理学療法、保護者に対する相談などを実施します。 【子ども未来課】
特別支援教育の充実	継続	小中学校や特別支援学校、犬山市小中学校特別支援教育連絡協議会など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障害を持つ児童生徒の自立を図る支援を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育委託料の支給 特別支援教育を個別に受けられる場として「特別支援学級」「通級指導教室」「適応指導教室」の設置、市内の特別支援学級の児童と近隣の養護学校の生徒の交流会「かがやきデイキャンプ」の開催、中学校に学校カウンセラーの配置などを実施します。 【学校教育課】

2 指導力の向上

● 施策の方向 ●

療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
関係職員の専門性の向上	継続	担当職員が県などが実施する専門的な研修に参加することにより、障害に対する理解をより深めるとともに、専門性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各種専門研修の活用 【福祉課・子ども未来課・健康推進課・学校教育課】

3 一貫した教育支援

● 施策の方向 ●

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
個別の支援計画の作成	充実	サービス利用者や個別支援が必要な障害者に対し、一人ひとりの実態や教育的な支援目標・内容等の情報を共有し、進学・進級・就職しても同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用していきます。	・ 相談支援の充実、計画相談支援の実施 【福祉課】 ・ 個別の教育支援計画書「あゆみ」の試行的活用 【子ども未来課 学校教育課 福祉課】
相談の連携	継続	継続して支援できるように、社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関等との連携を密にします。	・ 各相談窓口の連携 【福祉課、子ども未来課、長寿社会課、健康推進課】

5 雇用・就業

● 現状と課題 ●

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには雇用の場の確保が必要であり、障害種別による格差の解消や働き方の選択肢を増やすなど、就業機会の拡充が必要です。

就労していない障害者は多く、多くの方が生活基盤を築くだけの就労収入が得られていないことが推測できます。

障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、就業に対する理解と啓発の促進に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターをはじめとした関係機関が連携し、専門的支援の充実・強化が求められます。



■ 就労移行支援の充実

- 障害者が自立心をもてるような訓練や支援をしてほしい。
- 自閉症により、就職の難しさを感じている。
- 障害者を理解した企業が増えるとよい。

■ 働く場の確保と就労継続支援の充実

- 障害者が働ける場を増やしてほしい。
- 作業所をつくってほしい。
- 職に就いたとき、継続的にサポートしてくれる人がいるとよい。
- 障害者が企業で働く場合、一般の人と同様の賃金を支払ってほしい。
- 障害者が働く場の環境をよくしてほしい。

1 就労移行支援の充実

● 施策の方向 ●

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、障害者雇用の促進と周知を図ります。
また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害者雇用の促進	継続 重点	働く障害者や、働くことを希望する障害者を支援するため、一般企業や公共職業安定所、障害者職業センター等と連携して障害者雇用の促進・周知に努めます。	・ 障害者雇用の促進・周知 【商工企業振興課】
就労移行支援の利用推進	充実	障害者雇用につなげるため、障害者の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。	・ 障害福祉サービスの利用促進 【福祉課】

2 働く場の確保と就労継続支援の充実

● 施策の方向 ●

障害のある人に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
働く場の確保	継続	市内の障害者施設に市の実施する業務を委託することにより、障害のある人に生きがいを持って携われる働く場を提供し、福祉的就労を支援します。	・ 空きびん選別業務委託 （家庭から出される資源物（びん）の選別、カレット処理を、社会福祉法人に委託します。） 【ごみ減量推進課】
就労継続支援の利用促進	継続 重点	一般就労が困難な障害者に対し、知識や能力に応じた日中活動の場を提供します。 また、生産活動等を通して安定した生活を送れるよう支援します。	・ 障害福祉サービスの利用促進 【福祉課】

6

保健・医療

● 現状と課題 ●

障害のある人の生活の質を高め、安心して健康な暮らしを守るためには、個々の障害に応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。

障害のある人が安心して生活できるよう、障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努め、必要な体制整備や情報提供を行う等、保健・医療施策を推進するとともに、こころの病についての医療的ケアの充実が求められます。



■健康づくりによる予防・早期発見

- 早期にリハビリや言語、生活訓練が受けられるサービスを提供してほしい。
- 近場で運動ができる場所がほしい。
- 障害者が入浴できる施設がほしい。

■障害に対する適切な医療の実施

- 医療費の負担額を軽減してほしい。
- 総合病院を専門的な治療が受けられるよう充実してほしい。
- 市内に障害者がリハビリできる場がない。

1 健康づくりによる予防・早期発見

● 施策の方向 ●

健康診査等の実施により、障害の原因となる疾病等を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、必要な関係機関との連携に努めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
健康診査・健康相談による早期発見	継続	乳幼児期、青年期、高齢期など各時期において健康診査や医師や保健師、看護師等による相談を実施し、障害の早期発見に努め、適切な対応につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康診査事業 ・健康診査事業 <p>【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断事業 <p>【学校教育課】</p>
健康づくりによる予防	継続	市民の健康づくりを支援することにより、障害の発生を予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康づくり事業 ・成人保健事業 ・市民健康館さら・さくらの運営管理 <p>【健康推進課】</p>
早期療育の充実	継続	<p>中・軽度の障害で集団生活が可能な乳児・幼児に対し、健常児と障害児をともに養育・教育し健全な発達を促すとともに、障害に対する理解を促進します。</p> <p>また、発達上経過観察が必要と思われる子どもを対象に、診察や相談を実施し、子どもの発達を援助するための助言指導などを実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来園における統合保育 <p>（子ども未来園において、中・軽度の障害で集団生活が可能な乳児・幼児に対し、必要に応じ加配保育士を配置し、健常児と障害児をともに養育・教育し健全な発達を促すとともに、障害に対する理解を促進します。）</p> <p>【子ども未来課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談事業 <p>（発達上経過観察が必要と思われる子どもを対象に、小児神経専門医による診察や、子育て相談員による相談を実施し、保護者の育児不安を軽減し、子どもの発達を援助するための助言指導などを実施します。）</p> <p>【健康推進課】</p>

2 障害に対する適切な医療の実施

● 施策の方向 ●

障害のある人が適切な医療を受けることができるように、医療費助成を安定的、継続的に実施するとともに、国に補助制度の創設を要望していきます。

また、医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に制度を見直し、ニーズにあった医療費助成を実施します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害に対する適切な医療の実施	継続	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付事業(自立支援医療) <li style="text-align: right;">【福祉課】 ・障害者福祉医療事業 ・精神障害者福祉医療事業 ・後期高齢者福祉医療事業 <li style="text-align: right;">【保険年金課】

7 情報・コミュニケーション

● 現状と課題 ●

障害のある人が社会参加していくためには、コミュニケーション手段の確保とわかりやすい情報提供、様々な情報収集手段の提供が必要です。

情報の入手方法は広報やパンフレットによる人が多い反面、これらによる情報収集が困難な障害者への情報の提供が求められます。

また、個々の障害特性に応じた情報提供の充実を図るための施策が求められます。



■ わかりやすく、利用しやすい情報の提供

- 一般の人にも福祉政策を周知してほしい。
- 相談できる場所をわかりやすくしてほしい。
- 障害者へのサービスや支援など、詳しく教えてほしい。
- 障害者福祉をもう少しわかりやすくしてほしい。
- 福祉に関する情報誌を配布してほしい。

■ コミュニケーション支援の充実

- 市役所は広すぎるので、案内人を常時配置してほしい。
- 手話通訳の派遣が早朝に利用できるようにしてほしい。

■ 情報提供の充実

- 犬山市安心情報メール（災害時緊急情報提供システム）を利用したいので、登録の方法をわかりやすくしてほしい。

1 わかりやすく、利用しやすい情報の提供

● 施策の方向 ●

行政機関が実施する施策について、ホームページ等で、障害のある人に配慮した情報提供に努めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
わかりやすい広報	継続	広報いぬやまやホームページ等に、障害のある人に必要な情報をわかりやすく掲載し、情報を提供します。	・ ボランティアによる「声の広報」作成 【福祉課】 ・ 広報紙作成事業 ・ 広報・広聴事業 【秘書企画課・福祉課】
観光案内板の整備	充実	文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。	・ 観光案内板整備事業 【観光課】

2 コミュニケーション支援の充実

● 施策の方向 ●

コミュニケーション支援を必要とする障害者に、必要に応じ支援を実施します。

また、手話通訳者、要約筆記者等の養成を推進するとともに、派遣体制を充実させます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
手話通訳者の設置	継続	手話通訳者を市役所に設置し、聴覚障害者の手続きや相談などを支援します。	・ コミュニケーション支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の養成	継続	手話通訳・要約筆記者のボランティア養成講座の開催を支援します。	・ 地域福祉推進事業 〔ボランティア活動の支援を実施します。〕 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実	充実	手話通訳・手話奉仕員等の派遣について、継続して実施するとともに、体制の充実強化を推進します。	・ コミュニケーション支援事業 【福祉課】
同行援護の活用	新規	重度の視覚障害者に移動の支援や視覚情報を提供します。	・ 障害福祉サービスの利用促進 【福祉課】

3 情報提供の充実

● 施策の方向 ●

障害のある人に対する情報提供を、様々な手段で実施します。

施策	方向	内容	事業及び担当課
情報提供の充実	継続	図書館において、点字資料の貸出や肢体不自由障害者への郵送貸出、読書が困難な視覚障害者への視聴覚資料貸出など、障害者への情報提供を継続して実施します。	・図書館資料貸出事業 ・視聴覚資機材整備充実事業 【社会教育課】
音声による情報提供	継続	「声の広報」の普及、愛知北エフエム放送での広報いぬやまの読み上げなどにより、音声による情報提供等を行います。	・ボランティアによる「声の広報」作成 【福祉課】 ・広報紙作成事業 【秘書企画課】
市広報、ホームページ、広報板による情報提供	継続	広報いぬやま、ホームページ、広報板等を用いて、様々な障害のある人がそれぞれ情報収集できるようにします。	・広報・広聴事業 (広報いぬやま、ホームページ) ・広報板設置事業 〔各町内、駅などの公共の場に設置された広報板にポスター等を掲示します。〕 【秘書企画課・福祉課】

1 障害者自立支援法による総合的な自立支援システム

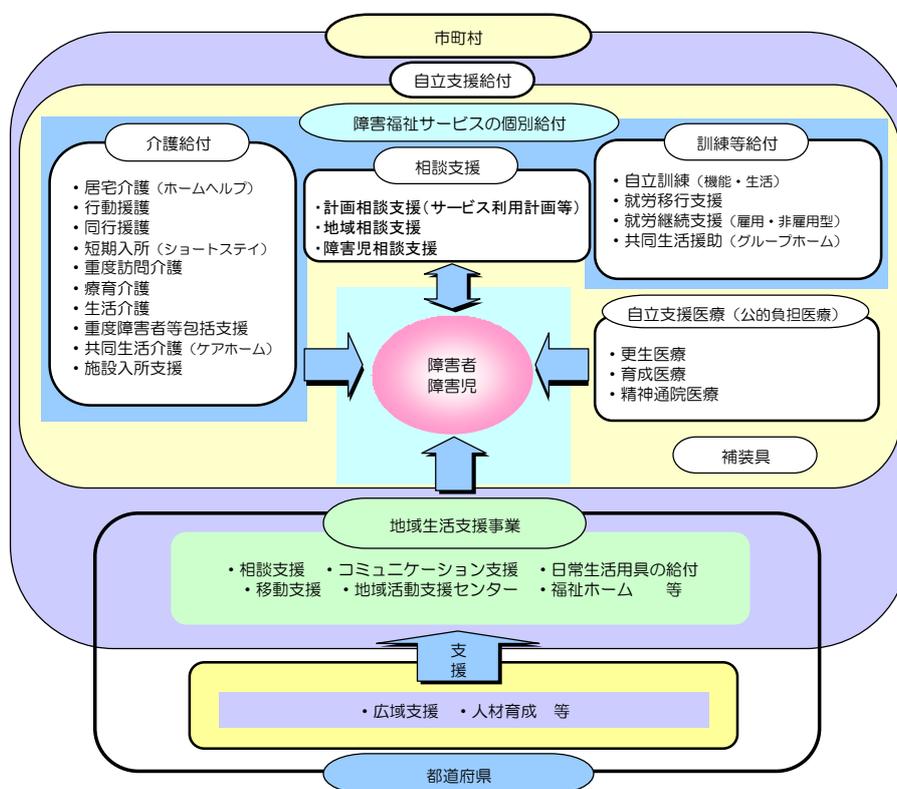
障害者自立支援法に基づくサービス体系は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」「職住分離」を進め、障害者の希望により、複数のサービスを利用し、地域生活への移行を目指し、障害の特性や程度などに応じて利用できるようになっていきます。これらのサービスは、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」には、在宅や施設の介護サービスを提供する「介護給付」、適性に応じた自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」があり、これらが組み合わせて利用できるように「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分類されます。その他に、個々の生き方や暮らしの状況に応じ相談や助言、ケアマネジメントを実施する「相談支援」があります。

障害福祉サービス及び相談支援は、国と地方公共団体が費用を負担する自立支援給付に位置づけられ、障害の種別にかかわらず全国一律の共通したサービスが提供されます。

「地域生活支援事業」は、市町村及び都道府県が創意工夫によって利用者のニーズや状況に応じて柔軟に実施するもので、相談支援事業、成年後見制度利用促進事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業などがあります。

図 5-1 総合的な自立支援システムの構築



2 第2期まで（平成23年度末）の実績の推移

第1期及び第2期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度末を目標年度として、（1）入所施設の入所者の地域生活への移行、（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行、（3）福祉施設利用者等の一般就労への移行の3つの数値目標を設定しました。

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定し、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ってきました。

【第2期までの基本指針に定める数値目標の実績】

区分	数値目標	実績						備考
		第1期			第2期			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
（1）入所施設の入所者の地域生活への移行	平成17年10月1日時点の施設入所者数	56人						平成17年10月1日時点の施設入所者数
	【目標値】平成23年度末の施設入所者	—	—	—	—	—	62人	平成23年9月末時点での入所者数
	【目標値】平成23年度末の削減見込	—	—	—	—	—	-6人	平成17年10月1日から平成23年9月末時点の差し引き減少者数
	【目標値】平成23年度末までの地域生活移行者数	2人	1人	3人	0人	1人	2人	施設入所からGH、CH等へ地域移行した人の数 合計 9人
（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行	平成18年6月30日時点の退院可能精神障害者数	13人						平成18年6月30日時点の退院可能精神障害者数
	【目標値】減少数	—	—	—	—	—	調査中	平成18年6月30日時点の退院可能精神障害者数から平成23年末時点の差し引き減少者数
（3）福祉施設利用者等の一般就労への移行	年間一般就労移行者数	1人						平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】平成23年年度の年間一般就労移行者数	1人	7人	3人	1人	1人	0人	平成23年9月末時点での入所者数

（各年度実績、平成23年度は9月までの実績）

3 平成26年度の数値目標

本計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たり、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

なお、数値目標の設定に当たっては、国の基本指針を踏まえつつ、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

● 考え方 ●

地域生活移行の推進に当たり、実情に即した目標数値とするため、地域生活移行者数は、現施設入所者のうち移行が可能である人の調査及び地域生活を営むためのグループホーム、ケアホーム等の整備予定の調査結果に基づき、見込みます。

また、本市における施設入所者数は平成23年9月末現在62人で、平成17年10月1日時点より6人増加しており、今後、平成26年度末時点で平成17年10月1日時点より1割以上削減することは、実情からは困難と考えられます。

施設入所者の設定に当たっては、新たに施設へ入所する人としては、施設入所待機者等のうちケアホーム等での対応が困難で、真に入所が必要な人とし、聞き取り調査等により見込みます。

《国の基本指針》

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

● 数値目標 ●

区 分	数 値	考 え 方
平成17年10月1日時点の施設入所者数（A）	56人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	55人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	1人 (1.79%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	17人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

2 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

● 考え方 ●

一般就労移行者数の設定に当たっては、福祉施設の利用者のうち一般就労が見込める人と、実績（平成21年度 1人、平成22年度 1人）を踏まえ、平成17年度の実績の4倍に当たる4人が平成26年度中に一般就労に移行することを見込みます。

就労移行支援事業は、近隣に当該サービス事業所がなく、利用実績は平成21年度 2人、平成22年度 3人となっています。特別支援学校等卒業予定者と現福祉施設利用者のうち一般就労が見込める人を当該事業の利用者とし、実績と施設整備予定の調査結果（整備予定無し）を考慮した結果、平成26年度末の福祉施設の利用者の見込み（246人）の2割以上には達しませんが、実情に即した目標数値とするため、2.0%に当たる5人を見込みます。

就労継続支援事業（A型）は、平成22年度まで近隣に当該サービス事業所がなかったため、利用実績は平成21年度 2人、平成22年度 2人となっています。特別支援学校等卒業予定者と現福祉施設利用者のうち就労継続支援事業（A型）の利用が可能と見込める人を当該事業の利用者とし、実績と施設整備予定の調査結果（平成23年度中に2事業所、定員の合計24人整備）を考慮した結果、平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）の利用者の見込み（145人）の3割以上には達しませんが、実情に即した目標数値とするため、19.3%に当たる28人を見込みます。

《国の基本指針》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

● 数値目標 ●

項目		数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行	平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】目標年度の一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業の利用者数	平成26年度末の福祉施設利用者数	246人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
	【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	5人 (2.0%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数 ①	28人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
	平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	117人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
	平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数 ②	145人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
	【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 ①/②	19.3%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

4 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護（平成23年10月1日創設）

- 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④ 行動援護

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

- 常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

● 利用状況と課題 ●

過去3年間は居宅介護及び重度訪問介護の利用があります。

今後は、障害者の増加や、施設入所から在宅に移行する人、同行援護の利用開始に伴う新たなサービス対象者の利用が見込まれ、利用量の増加が見込まれます。

利用量の増加に応じ、サービスを不足なく提供できるよう、サービス提供体制の整備を進め、自宅等の地域生活への移行を支えていく必要があります。

サービス	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	見込量	456時間	504時間	777時間
	実績値	445時間	392.5時間	352.5時間
	見込量	29人	32人	37人
	実績値	37人	37人	38人
居宅介護(ホームヘルプ)	見込量	456時間	504時間	551時間
	実績値	445時間	392.5時間	347.5時間
	見込量	29人	32人	35人
	実績値	37人	37人	37人
重度訪問介護	見込量	0時間	0時間	186時間
	実績値	0時間	0時間	5時間
	見込量	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	1人
同行援護(※)	見込量	-	-	-
	実績値	-	-	-
	見込量	-	-	-
	実績値	-	-	-
行動援護	見込量	0時間	0時間	40時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	見込量	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人
重度障害者等包括支援	見込量	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人

(各年度3月利用実績、平成23年度は9月利用実績)

※ 同行援護は平成23年10月1日より施行されたため、前計画までの見込量及び平成23年9月までの利用実績はありません。

● 実施に関する考え方 ●

障害者の増加や、施設入所者の地域生活への移行により、今後ともサービスの利用が増加すると見込みます。

【居宅介護(ホームヘルプ)】

障害者の増加、施設入所者の地域生活移行による新たな利用と、現利用者の利用時間の増加を推計して見込みます。

【重度訪問介護、行動援護】

現利用状況や対象となる重度障害者の状況を勘案し、障害者の増加や施設入所者の地域生活移行による新規利用者をそれぞれ見込みます。

【同行援護】

平成23年10月1日以前の地域生活支援事業の移動支援事業の利用者のうちの重度の視覚障害者（10人）と、その他対象者や障害者の増加に伴う新たな利用を見込みます。また、現利用者の利用時間の増加を見込みます。

【重度障害者等包括支援】

過去及び現在に利用者は無く、今後利用が見込まれる重度障害者がいないため、利用見込みは引き続き0人とします。

《国の基本指針》

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

● 必要な量の見込み ●

（1月あたり）

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス全体	1,198時間 59人	1,262時間 63人	1,326時間 67人
居宅介護（ホームヘルプ）	492時間 41人	516時間 43人	540時間 45人
重度訪問介護	366時間 2人	366時間 2人	366時間 2人
同行援護	300時間 15人	340時間 17人	380時間 19人
行動援護	40時間 1人	40時間 1人	40時間 1人
重度障害者等包括支援	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人

● 見込量の確保のための方策 ●

- 利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- 事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動により障害への理解を促進します。
- 新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスを利用できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

※ 児童デイサービスは、平成24年4月1日より、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスから児童福祉法に基づく障害児通所支援の「放課後等デイサービス」に移行となるため、本計画では平成23年度までの児童デイサービスとしての実績のみ掲載しています。

① 生活介護

- 常時介護等の支援が必要な人に、施設等において、主に昼間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談等日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

- 身体機能・生活能力の維持・向上のために一定の支援が必要な身体障害者に、施設等において、理学療法、作業療法やリハビリテーション、生活に関する相談等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

- 生活能力の維持・向上等のために一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、施設等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

- 就労を希望し、事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験等活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のための相談、その他の必要な支援を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

- 企業等での就労が困難で、雇用契約に基づき事業所等で継続的就労が可能な人に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動などの機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

⑦ 療養介護

- 障害者で医療と常時介護を要する人に、主に昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

- 介護者の疾病などにより、施設等への短期間の入所を必要とする人に、短期間の入所において、夜間も含め、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

※ 児童デイサービス（平成24年4月1日より放課後等デイサービスに移行）

- 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に、施設において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、旧法施設から新体系へ移行した事業所が多くあったため、生活介護や就労継続支援（B型）が大きく増加しています。

事業所の新体系移行と、それに伴うサービスの利用量の増加は平成24年3月で終了しますが、今後は、施設入所者等の地域生活への移行を支援するための自立訓練や、地域生活を営むのを支援する生活介護や就労継続支援などのサービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	見込量	990人日分	1,298人日分	1,694人日分
	実績値	936日	1,012日	1,578日
	見込数	45人	59人	77人
	実績値	42人	49人	77人
自立訓練(機能訓練)	見込量	22人日分	0人日分	22人日分
	実績値	20日	19日	0日
	見込数	1人	0人	1人
	実績値	2人	2人	0人
自立訓練(生活訓練)	見込量	22人日分	66人日分	88人日分
	実績値	12日	1日	0日
	見込数	1人	3人	4人
	実績値	1人	1人	0人
就労移行支援	見込量	44人日分	88人日分	110人日分
	実績値	35日	47日	66日
	見込数	2人	4人	5人
	実績値	2人	3人	3人
就労継続支援(A型)	見込量	22人日分	22人日分	22人日分
	実績値	42日	48日	209日
	見込数	1人	1人	1人
	実績値	2人	2人	11人
就労継続支援(B型)	見込量	1,672人日分	1,848人日分	2,288人日分
	実績値	1,378日	1,696日	1,884日
	見込数	76人	84人	104人
	実績値	65人	92人	94人
療養介護	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
短期入所(ショートステイ)	見込量	150人日分	150人日分	150人日分
	実績値	92日	113日	124日
	見込数	22人	22人	22人
	実績値	18人	17人	25人
児童デイサービス	見込量	293人日分	358人日分	364人日分
	実績値	247日	495日	450日
	見込数	45人	55人	56人
	実績値	40人	63人	71人

(各年度3月利用実績、平成23年度は9月利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

利用者数は、現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者（※調査中）、新しく障害者となった人等の各年度の増加人数を推計して見込みます。

各サービスの利用量については、実績値から求めた利用日数より利用見込み日数を算出し、利用見込み人数を乗じて見込みます。

※「平成26年度の数値目標」との整合

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、「平成26年度の数値目標」の「福祉施設から一般就労への移行等」の数値目標と整合します。

《国の基本指針》

日中活動系サービス全体の 見込量	次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ① 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数 ② 退院可能精神障害者のうち日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練 （機能訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練 （生活訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援 （A型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援 （B型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
療養介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	1,978 人日分	2,047 人日分	2,116 人日分
	86 人	89 人	92 人
自立訓練（機能訓練）	44 人日分	44 人日分	44 人日分
	2 人	2 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	22 人日分	44 人日分	44 人日分
	1 人	2 人	2 人
就労移行支援	66 人日分	88 人日分	110 人日分
	3 人	4 人	5 人
就労継続支援（A型）	528 人日分	572 人日分	616 人日分
	24 人	26 人	28 人
就労継続支援（B型）	2,486 人日分	2,530 人日分	2,574 人日分
	113 人	115 人	117 人
療養介護	0 人	0 人	0 人
短期入所（ショートステイ）	140 人日分	147 人日分	147 人日分
	20 人	21 人	21 人

● 見込量の確保のための方策 ●

- 施設入所者等に自立訓練等を周知し利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護等の需要の増加に対応できるよう、事業所に働きかけます。
- 就労継続支援の利用者のうち一般就労が可能と見込まれる人に、就労移行支援の利用を促し、一般就労につながるよう支援します。
- 就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対し、就労継続支援（A型）の利用を奨励します。
- 事業者には就労移行支援や就労継続支援（A型）の取り組みを奨励します。
- 障害のある人の就労を促進するため、関係課や犬山公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。

3 居住系サービス

居宅系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援があります。

① 共同生活援助（グループホーム）

○ 主に夜間において、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

② 共同生活介護（ケアホーム）

○ 主に夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、家事、生活等に関する相談、就労先その他関係機関との連絡等必要な日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

○ 施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、共同生活援助及び共同生活介護については、ほぼ見込量に見合う実績、施設入所支援については見込量を上回っています。

今後は、施設入所者や退院可能な精神に障害のある人の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

サービス	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 共同生活介護	見込量	19人分	28人分	33人分
	実績値	18人	20人	26人
施設入所支援	見込量	32人分	36人分	47人分
	実績値	34人	41人	56人

（各年度3月利用実績、平成23年度は9月利用実績）

● 実施に関する考え方 ●

現利用者、現施設入所者のうち移行が可能である人の調査、地域生活を営むためのグループホーム、ケアホーム等の整備予定の調査結果（※調査中）、入院中の精神障害者（※調査中）のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込みます。

また、施設入所支援は、現施設入所者については地域生活移行者を控除し、新たに施設へ入所する人としては、施設入所待機者等のうちケアホーム等での対応が困難で、真に入所が必要な人とし、聞き取り調査等により見込みます。

※「平成26年度の数値目標」との整合

「平成26年度の数値目標」の「福祉施設の入所者の地域生活移行」の数値目標と整合します。

《国の基本指針》

共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。
施設入所支援	平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	30人	31人	37人
施設入所支援	57人	58人	55人

● 見込量の確保のための方策 ●

- 本人や家族、ボランティア団体や地域等と連携し、障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指します。
- 地域との連携により、グループホーム等の設置や小規模多機能型施設等の柔軟な運用形態の実現を目指します。
- グループホームやケアホーム等の誘致・整備を促進するため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民の障害のある人への理解を促進します。

4 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）があります。

※平成24年4月より、従来の相談支援から計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）に名称と内容が変わりました。

① 計画相談支援

- 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する人に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証、必要に応じ計画の見直しを行います。

② 地域相談支援（地域移行支援）

- 施設入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

- 居宅において単身で生活する障害者や、同居している家族による支援を受けられない障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの必要な支援を行います。

● 利用状況と課題 ●

相談支援（サービス利用計画作成）は、当該サービスの対象者が限られており、現在までの実績はありません。

平成24年4月より、従来の相談支援から計画相談支援、地域相談支援に変更され、サービスの対象者が拡大します。

今後は、行政や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、新たな対象者や、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など当該サービスを必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

サービス	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	見込量	2人分	4人分	6人分
	実績値	0人	0人	0人

（各年度3月利用実績、平成23年度は9月利用実績）

● 実施に関する考え方 ●

改正による新たな対象者を、障害者の増加、特別支援学校卒業生、施設入所等からの地域移行者をそれぞれ推計し見込みます。

【計画相談支援】

3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象とします。また、在宅の利用者は6ヶ月、施設入所者については1年ごと

に、継続サービス利用計画を作成することとして見込みます。

【地域相談支援（地域移行支援）】

現施設入所者、入院中の精神障害者（※調査中）で、今後グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者を勘案して利用者を見込みます。

【地域相談支援（地域定着支援）】

単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者、現施設入所者、入院中の精神障害者（※調査中）で、今後、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者を勘案して見込みます。

《国の基本指針》

計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
地域相談支援 （地域移行支援）	施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

● 必要な量の見込み ●

（1月あたり）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	40 人	60 人	80 人
地域相談支援 （地域移行支援）	2 人	2 人	2 人
地域相談支援 （地域定着支援）	2 人	2 人	2 人

● 見込量の確保のための方策 ●

- 利用増加に対応できるよう、本市と指定相談支援事業者などの各関係機関の連携を強化すると共に、民間における指定相談支援事業者を活用します。
- 制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できる、専門的な相談支援体制の整備を目指します。
- 個々の障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを目指します。

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策、その他実施に必要な事項を定めます。

1 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。

※障害のある人のサービス利用計画についての相談及び作成、サービスの利用状況の確認などの支援は、地域生活支援事業の相談支援事業ではなく、障害福祉サービスの「相談支援」で実施します。

① 相談支援事業

障害者相談支援事業

- 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

地域自立支援協議会

- 相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

基幹相談支援センター（平成24年4月1日創設）

- 障害者等の相談、情報提供、助言を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。市町村などが設置することができます。

② 市町村相談支援機能強化事業

- 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより相談支援機能の強化を図り、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- 賃貸契約により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	見込量	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	見込量	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績値	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	見込量	-	-	-
	実績値	-	-	-
②市町村相談支援機能強化事業	見込量	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績値	1 箇所	1 箇所	1 箇所
③住宅入居等支援事業	見込量	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	実績値	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※実施箇所数

※基幹相談支援センターは、前計画までの見込量及び平成 23 年度までの利用実績はありません。

● 実施に関する考え方 ●

相談支援事業は、犬山市相談支援事業所及び市内の相談支援事業所等において、各相談窓口と連携して実施します。今後、障害者の増加、施設入所者の地域移行などによる利用の増加を見込みます。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談支援事業			
障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基幹相談支援センター	無	無	無
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
③住宅入居等支援事業	無	無	無

※実施箇所数、設置又は実施の有無

※国の基本指針等により、本計画より見込量の単位を変更しています。

※地域自立支援協議会は、犬山市は平成 18 年 10 月 1 日に設置し継続して運営しており、設置の有無については今後も変更がありませんので、本計画にて見込量を定めていません。

● 見込量の確保のための方策 ●

- 相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。
- 多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員等関係機関との連携を強化します。
- 専門的な相談に対応するため、専門職員を配置し、相談支援機能を強化します。
- 困難事例などには地域自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図るため、地域自立支援協議会などを活用します。

2 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

※ 平成24年4月より、地域生活支援事業の相談支援事業から独立し実施します。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	0箇所	1箇所	0箇所
	実績値	0箇所	1箇所	1箇所

※実施箇所数

※ 平成24年3月までは地域生活支援事業の相談支援事業として実施。

● 実施に関する考え方 ●

当該制度の利用を必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが必要であるため、地域包括支援センター及び各相談窓口と連携して、制度の周知を図り、利用を促進します。

● 必要な量の見込み ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

※実利用見込み者数

※ 国の基本指針等により、本計画より見込量の単位を変更しています。

● 見込量の確保のための方策 ●

- 積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- 成年後見制度の利用について、地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化し、適切に対応します。

3 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳や要約筆記者などにより意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① 手話通訳者等派遣事業

- 手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を仲介します。

② 手話通訳者設置事業

- 市役所（福祉課）に手話通訳者を設置し、公的手続き等において意思疎通を仲介します。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者等派遣事業	見込量	17 人	21 人	27 人
	実績値	12 人	16 人	10 人
手話通訳者設置事業	見込量	18 人	22 人	28 人
	実績値	15 人	12 人	8 人

※実利用者数

● 実施に関する考え方 ●

（各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績）

当該事業の利用を必要とする障害者が限られているため、対象者の大幅な増加はないと見込みます。新たな対象者等への制度の周知を図り、また、利用者の要望に応じ柔軟に対応できるよう検討します。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者等派遣事業	15 人	17 人	17 人
手話通訳者設置事業	2 人	2 人	2 人

※実利用見込み者数、実設置見込み者数

※ 国の基本指針等により、本計画より見込量の単位を変更しています。

● 見込量の確保のための方策 ●

- 障害のある人に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため、啓発活動を推進します。

4 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に日常生活用具を給付します。

※ 日常生活用具

- ①介護・訓練支援用具…特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッドなど
- ②自立生活支援用具…入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、特殊便器、火災警報器など
- ③在宅療養等支援用具…透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
- ④情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイなど
- ⑤排泄管理支援用具…ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など
- ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
…障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
①介護・訓練支援用具	見込量	7 件	7 件	7 件
	実績値	2 件	2 件	4 件
②自立生活支援用具	見込量	4 件	4 件	4 件
	実績値	10 件	15 件	12 件
③在宅療養等支援用具	見込量	20 件	21 件	21 件
	実績値	6 件	13 件	13 件
④情報・意思疎通支援用具	見込量	23 件	24 件	24 件
	実績値	8 件	26 件	22 件
⑤排泄管理支援用具	見込量	883 件	892 件	902 件
	実績値	527 件	574 件	615 件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	見込量	3 件	3 件	3 件
	実績値	2 件	3 件	4 件

※給付件数

● 実施に関する考え方 ●

（各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績）

過去 3 年間の利用状況は、大幅な増加は見られないものの、制度の周知などにより増加しています。新たな福祉用具が開発されるのに伴い、対象とする福祉用具を見直していく必要があります。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護・訓練支援用具	5 件	6 件	6 件
②自立生活支援用具	15 件	16 件	16 件
③在宅療養等支援用具	15 件	16 件	17 件
④情報・意思疎通支援用具	26 件	28 件	28 件
⑤排泄管理支援用具	650 件	715 件	786 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4 件	5 件	5 件

※給付見込み件数

● 見込量の確保のための方策 ●

- ▶ 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- ▶ 利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、給付対象用具の見直しを行い、個々の障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を目指します。

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

※ 障害者自立支援法の一部改正により、平成23年10月1日より障害福祉サービスの同行援護が創設され、移動支援事業の利用者のうちの重度の視覚障害者については、利用するサービスが移動支援から同行援護に変更になりました。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援	見込量	2,368 時間	2,752 時間	3,136 時間
	実績値	2,779.5 時間	2,983.5 時間	2,394 時間
	見込量	37 人	43 人	49 人
	実績値	44 人	42 人	40 人

※延べ利用時間数、実利用者数

(各年度利用実績、平成23年度は9月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

過去3年間の利用状況は、制度の周知などにより増加しています。

今後は、平成23年10月1日より障害福祉サービスの同行援護の創設により、移動支援事業の利用者のうちの重度の視覚障害者については、移動支援から同行援護に変更となったため、対象者数は減少しますが、現利用者の利用時間の増加を見込みます。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援	4,500 時間 25 人	4,860 時間 27 人	5,220 時間 29 人

※延べ利用見込み時間数、実利用見込み者数

● 見込量の確保のための方策 ●

- 移動支援の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 個々の障害の特性に合わせ、個別支援やグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

6 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し、障害のある人の地域生活を支援します。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	見込量	8,052 回	8,125 回	8,125 回
	実績値	6,671 回	7,060 回	4,445 回
	見込数	116 人	117 人	117 人
	実績値	99 人	101 人	101 人

※延べ利用回数、実利用者数
(各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

平成 21 年度から平成 22 年度は、事業所数の増加に伴い利用が増加しています。平成 23 年度は、年度中に複数の事業所のサービスの変更があり、地域活動支援センターから障害福祉サービスの生活介護等に変更があったため、地域活動支援センターとしての利用回数が大幅に減少しています。

今後は、地域活動支援センターを実施する 3 事業所が継続して実施し、利用人数の増加を見込みます。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	3 箇所 95 人	3 箇所 99 人	3 箇所 105 人

※実施見込み箇所数、実利用見込み者数

※ 国の基本指針等により、本計画より見込量の単位を変更しています。

● 見込量の確保のための方策 ●

- 地域活動支援センターに通うことができる障害のある人の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

7 その他の事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を実施します。

① 訪問入浴サービス事業

- 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	見込量	145 回	174 回	203 回
	実績値	126 回	181 回	190 回
	見込数	5 人	6 人	7 人
	実績値	5 人	5 人	5 人

※延べ利用回数、実利用者数
(各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。

利用見込み者としては、継続利用者と、新たな対象者として、施設入所からの地域生活移行者を勘案し見込みます。

● 必要な量の見込み ●

(1 月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	203 回	223 回	223 回
	5 人	6 人	6 人

※延べ利用見込み回数、実利用見込み者数

● 見込量の確保のための方策 ●

- 利用者増加に合わせて、サービス事業者の確保に努めます。
- 地域生活施設入所者等に制度を周知し利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進し、地域生活に移行した人の生活を支援支援します。

② 日中一時支援事業

- 日中、障害者支援施設等において、活動の場を提供するとともに、見守りや、社会参加するための日常的な訓練を行います。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	見込量	286 回	341 回	407 回
	実績値	430 回	509 回	521 回
	見込数	26 人	31 人	37 人
	実績値	27 人	25 人	30 人

※延べ利用回数、実利用者数

(各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

ニーズが高く、事業所数も増加しているため、今後も利用が増加すると見込みます。継続利用者と、新たな対象者として、児童や施設入所からの地域生活移行者を勘案し見込みます。

● 必要な量の見込み ●

(1 月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	544 回	561 回	561 回
	31 人	33 人	33 人

※延べ利用見込み回数、実利用見込み者数

● 見込量の確保のための方策 ●

- 介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービスとしての短期入所の利用を促進します。
- 障害のある子どもたちが、放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障害のある子どもを持つ親の就労支援と介助負担の軽減に努めます。
- 利用者数の増加に合わせて、サービス事業者の確保に努めます。

③ 生活サポート事業

- 介護給付支給決定者以外の者について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活サポート事業	見込数	2 人	2 人	2 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※実利用者数

(各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。
新たな対象者を勘案し見込みます。

● 必要な量の見込み ●

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	2 人	2 人	2 人

※実利用見込み者数

● 見込量の確保のための方策 ●

➤ 事業者には、専門的な人材の確保及びその資質向上を図るよう働きかけます。

④ 社会参加促進事業

ア 自動車改造助成事業

○ 身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

イ 自動車運転免許証取得助成事業

○ 身体に障害のある人が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得するに要する費用の一部を助成します。

● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車改造助成事業	見込量	5 人	5 人	5 人
	実績値	0 人	4 人	4 人
自動車運転免許証取得助成事業	見込量	3 人	3 人	3 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※実利用者数
(各年度利用実績、平成 23 年度は 9 月までの利用実績)

● 実施に関する考え方 ●

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。

利用見込み者としては、新たな対象者として、福祉施設利用者の就労移行において当該制度の利用が対象者を勘案し見込みます。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車改造助成事業	5 人	5 人	5 人
自動車運転免許証取得助成事業	1 人	2 人	3 人

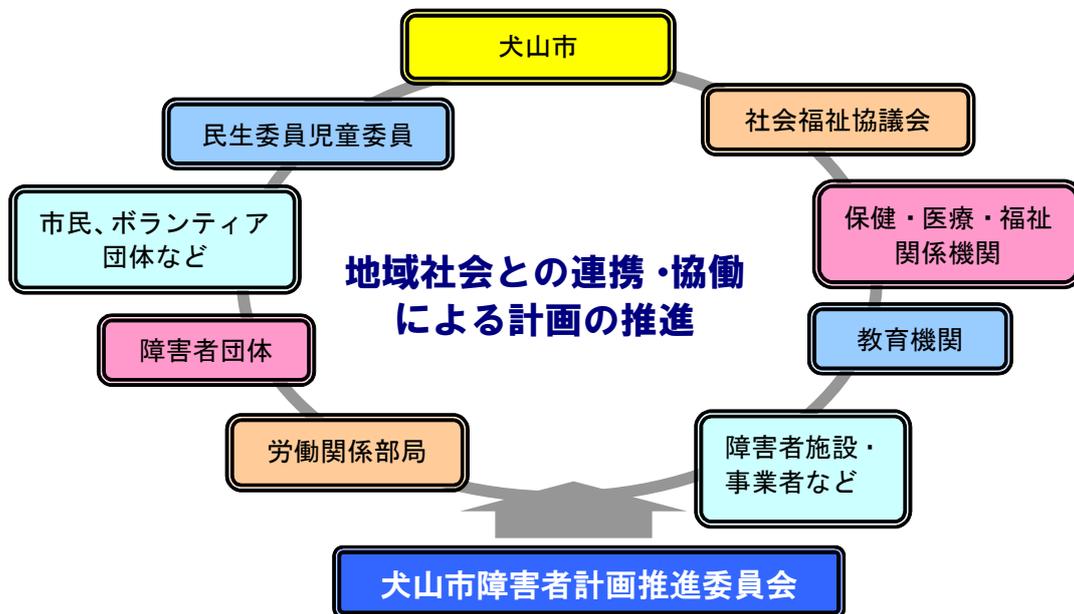
※実利用見込み者数

● 見込量の確保のための方策 ●

- 障害のある人に当該制度を周知し、利用を促進します。
- 障害のある人に対する理解を深めるよう、啓発に努めます。

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組めます。また、本計画をホームページなどで周知することにより、障害者に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。



2 計画の点検・評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画に盛り込んだ施策の実施状況や、進捗状況について点検します。

また、今後、この結果に基づいて、障害のある人のニーズや社会状況の変化等に対応した施策等の見直しを実施します。

2 点検及び評価体制

犬山市障害者計画推進委員会が中心となり、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成22年 9月 10日 ～9月30日	障害者支援に関するアンケート調査実施
平成23年 7月12日	第1回 障害者計画推進委員会 ①障害者支援に関するアンケート調査結果 ②障害のある人を取り巻く現状と課題 ③次期計画の策定に向けた基本的な考え方と方向について
平成23年 8月 2日 ～8月16日	障害者団体ヒアリング実施 (1) 犬山市身体障害者福祉協会 (2) 犬山市心身障害児(者)父母の会 (3) 尾北精神障害者家族会(しらゆり会)犬山支部
平成23年 9月29日	第1回 障害者施策推進検討会 ①現行の障害者施策の進捗状況と検証
平成23年10月25日	第2回 障害者計画推進委員会 ①現行の障害者施策の検証 ②障害者団体ヒアリングの報告
平成23年11月14日	愛知県ヒアリング実施
平成23年11月30日	第2回 障害者施策推進検討会 ①障害者施策の検討 ②計画書案の確認
平成23年12月22日	第3回 障害者計画推進委員会 ①障害者施策推進検討会の報告 ②計画素案の検討 ③障害福祉計画見込量の検討
平成24年 1月11日	障害者自立支援協議会
平成24年 1月16日 ～ 2月10日	パブリックコメント実施 愛知県への意見聴取
平成24年 2月14日	第4回 障害者計画策定推進委員会
平成24 年3月	市議会報告

2

犬山市障害者計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び検証を行うため、犬山市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の検証に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 保健医療福祉関係機関
- (5) 教育関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関し調査研究等を行うため、障害者施策推進検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

2 検討会は、市の職員をもって構成し、会長は、福祉課長を充てる。

3 検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

3

犬山市障害者計画推進委員会委員名簿

区分	団 体 名 等	氏 名
学識経験者	愛知県立大学教授	田中 良三
	犬山市公平委員	齊木 昭子
障害者団体	犬山市身体障害者福祉協会	黒田 孝志
	犬山市心身障害児（者）父母の会	大島 鈴子
	尾北精神障害者家族会犬山支部	村田 省三
民生委員児童委員	犬山市民生委員委員児童委員協議会	鈴木 秀章
保健医療福祉関係機関	犬山市ボランティア連絡協議会	前田 伸也
	社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会	長谷川 勲
	社会福祉法人 ひかり学園	臼井 章雄
	社会福祉法人 まみずの里	三宅 真弓
	犬山市心身障害児デイサービスセンター こすもす園	河村 照代
	医療法人桜桂会 犬山病院	加藤 荘二
	愛知県江南保健所	加藤 日出次
教育関係機関	愛知県立小牧養護学校	高瀬 文景

任期：H23. 4. 1～H25. 3. 31

4

犬山市障害者施策推進検討会委員名簿

部 名	課 名	職 名	氏 名
健康福祉部	子ども未来課	課長補佐	倉知 千明
健康福祉部	長寿社会課	課長補佐	樽井 美樹
健康福祉部	保険年金課	課長補佐	長谷川 敦
健康福祉部	健康推進課	課長補佐	瀨瀬 由美子
都市整備部	都市計画建築課	主事	神林 宏之
都市整備部	建設課	統括主査	竹本 昭彦
都市整備部	道路維持課	課長補佐	柴田 好久
経済部	商工企業振興課	課長補佐	中村 達司
生活環境部	ごみ減量推進課	課長補佐	新原 達也
生活環境部	地域活動推進課	課長補佐	柴山 はるみ
生活環境部	防災安全課	課長補佐	吉田 高弘
教育部	学校教育課	課長補佐	船橋 勝則
教育部	社会教育課	課長補佐	山本 直美
教育部	歴史まちづくり課	課長補佐	安藤 公晴

5 アンケート調査の概要

① 調査対象者

- ・ 身体障害者手帳所持者
市内在住の身体障害者手帳所持者全員
- ・ 療育手帳所持者
市内在住の療育手帳所持者全員
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者
市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者全員
- ・ 一般市民
20歳以上の市民から1,000人を無作為抽出

② 調査期間と方法

- ・ 調査期間 平成22年9月10日（金）
～平成22年9月30日（木）
- ・ 調査方法 一括郵送・訪問調査・施設依頼調査

③ 配布数及び回答結果

	配布数	回収数	回収率	回答数	有効 回答率
身体障害者手帳所持者	2,425	1,763	72.7%	1,609	66.4%
療育手帳所持者	395	268	67.8%	258	65.3%
精神障害者保健福祉手帳 所持者	328	201	61.3%	163	49.7%
小 計	3,148	2,232	70.9%	2,030	64.5%
一般市民	1,000	573	57.3%	553	55.3%
合 計	4,148	2,805	67.6%	2,583	62.3%

6 障害者団体ヒアリングの概要

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

開催日：平成 23 年 8 月 2 日（火）

開催時間：10：00～12：00

場所：ふれあいプラザ

① 災害時の対応について

- ▶ 災害時は、要援護者台帳に係る個人情報の保護よりも人命を優先してもらいたい。
- ▶ 3.11 東北の大震災では、障害のある人やからだの不自由な人を置いて逃げるできない為、付き添いの人も逃げる事が出来なかったこともあり、緊急時での移動等が容易ではない寝たきりの人などについてどう対応するか課題がある。
- ▶ 3.11 東北大震災では、行政が作成した津波のマップでは、安全とされた指定の避難所としての機能を果たさなかったことから、犬山市としても地震、水害、液状化など、さまざまな災害を勘案して、現在の避難所について見直しをする必要がある。
- ▶ 行政等で把握が難しい手帳を所持していない人等への対応は、隣近所、町内で情報をやり取りするしかない。
- ▶ 新潟の水害では、以前の災害の経験から、行政の案内の前に避難しており、自分の身は、自分で守ることが基本となるが、自分の身を守れない人について、適切な対応を考える必要がある。
- ▶ 市の防災訓練は、一般市民が中心であり、最も弱い立場である災害弱者について考えて行なう必要がある。
- ▶ 行政の安心情報メールサービスの登録の推進及び日常で定期的に活用するなど、訓練が必要である。

② 障害や障害のある人に対する理解やきめ細やかな配慮・マナーについて

- ▶ 内部障害等、見た目では判断できない障害に対する社会の理解度が低いので、例えば、シンボルマークの配布で配慮するようにしてもらいたい。
- ▶ 最近の車は音が静かで、特に視覚障害者は確認ができない。停車している合図として、クラクションを鳴らすなどの合図をすることが浸透すると良い。
- ▶ 横断歩道などの音響信号の設置については、安全な歩行の面から考えれば経費の問題ではない。
- ▶ 車椅子専用の駐車場を、一般の健常者が利用しているので移動に困ることが多い。

③ 外出支援について

- ▶ 交通費の負担が大きい。タクシー券を利用しない高齢者もいるので、必要な人へ配布するのが良い。

④ バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ▶ 施設などは、さまざまな面で、支援者が付き添うことを前提につくられており、障害者や高齢者が自立した生活をしていくという点で、まだまだ十分ではない。

<p>障害者であっても、出来るだけ人の手を借りずに自分の力で生活したいという意識があるので考慮してもらいたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者や高齢者用の専用駐車場の利用者は増加しているが設置数が不足している。条例などを定めて、公的な施設のみならず、ショッピングセンターなど日常の暮らしをしていく上で普段の利用が多い施設に、障害者や高齢者用の専用駐車場をできるだけ増やして欲しい。 ➤ 公共施設に向かう道路や歩道に、点字ブロックや音響信号が設置されていないため、一人で外出することができない。 ➤ スクランブル交差点の信号には、未だ音響信号が設置されていないところもあるので、設置してほしい。
<p>⑤ 利用しやすくわかりやすい広報・情報の提供</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市役所で手話通訳者や要約筆記者などが設置されているが、設置されている情報が十分に周知されていない。 ➤ 犬山には170人の視覚障害者がいるが、市の音声の広報の利用者は14、5名だけであるので、利用の周知を徹底してもらいたい。 ➤ 広報で情報を提供する場合に、聴覚障害者はFAX番号のない課に問い合わせをしたい時に困るので、各課のFAX番号を必ず記載をして欲しい。 ➤ 視覚障害者は、自分ひとりで歩くことは難しいが、何らかの形で社会とつながりを持つ必要がある。例えば、インターネットなど視覚障害者への多くの情報があり、活字原稿を読み上げる機械や録音機械などを介して、視覚障害者が同じ情報を共有し、必要な情報を入手できる方法を構築してもらいたい。
<p>⑥ 福祉サービスについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立支援法の応益負担という考え方がおかしい。サービスという言葉には抵抗がある。 ➤ ヘルパーの利用について、利用できる時間が多くても、実際には人員不足が原因でわずかな時間しか利用できない。 ➤ 手話通訳者も人数が不足しており、個人で探すのが大変なので、手話通訳者を探す協力を行政でしてほしい。
<p>⑦ 補助や助成について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手話通訳者の派遣に謝礼（市の補助）を出して欲しい。 ➤ 身体障害者福祉協会の運動会で、看護師や手話通訳者等を依頼してるが、看護師は高額で、補助金だけでは難しいので考えてもらいたい。 ➤ 協会の役員会は年間30回以上あるが、全てに出席すると交通費やその他の面で自己負担が大きい。
<p>⑧ ボランティアについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有償ボランティアと無償ボランティアをきちんと決め、お互いルールをあらかじめ決めてやっていかなければならない。
<p>⑨ アンケート調査結果について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ アンケート調査結果は関係団体・機関などにも配布して、幅広く意見や要望を聞くべきである。

(2) 犬山市心身障害児(者)父母の会

開催日：平成23年8月16日(火)

開催時間：10:00~12:00

場所：市役所2階 203会議室

① 福祉サービスについて

- さら・さくらの湯(市民健康館内)で、障害者用のスペースを利用したいと伝えたところ、車いす利用者用であることを理由に断られた。知的障害者が利用出来ない状況を改善して欲しい。
- 介助者である親が動けない状態になった場合に、病院に通うことが難しいことから、外出や通院での付き添いが必要である。
- 移動支援について、他市町村と比較して柔軟性がない。遊びに出かけた場合、映画館に入るのは当事者のみで、館内での支援がない。
- 市民健康館さら・さくらについて、現在は土日にバスがない。バスの運行については予算の都合とのことだが、予算がないならば、(障害者は現在無料になっているが)無料ではなく有料にすれば良い。
- 移動支援について、病院までの付き添いだけでなく、診察の内容、薬の内容等医師の話を一緒に聞いて保護者に伝えてもらいたい。
- 外出の際、移動支援を利用しての見守りを頼んだところ、決定内容が介護有ではなく介護無となっているため、出来ないと断られた。見直してほしい。
- 周辺市町村には福祉バスがあり、皆でプールへ行くなど活用されているので、検討してほしい。

② 災害時の対応について

- 震災の記事で、避難所をたらい回しにされて行き場がなくなった内容があったが、地域にしっかりした避難場所があると良い。
- 重度の人は、行くところがない。介助がない状態で避難することは難しく、福祉避難所と移動支援が必要である。
- 自閉症の子は通常の避難所での生活は難しいので福祉避難所が必要である。

③ 交流の場、居場所の確保について

- 事業所では、土曜日(半日)に、買い物学習や体力づくりで山登りやキックベースなど、仕事以外で他の方と交流できるのがすごく良い。他の施設でも地域での交流の機会を増やして欲しい。

④ 施設について

- 障害があることを理由に受け入れを断られたことがあり、改善してほしい。
- 障害者の地域移行の推進と言っても重度の人は難しい。親がいなくては地域で生きられないので、グループホームがぜひとも必要である。

(3) 尾北精神障害者家族会（しらゆり会）犬山支部

開催日：平成23年8月8日（月）

開催時間：10：00～12：00

場所：市役所2階 202会議室

<p>① アクト(包括型地域生活ケアシステム)について</p> <p>➤ アクトについて、各地で成功事例を耳にしている。行政だけで解決できる問題ではないが、行政主体で取り組んでいただければ有難い。</p>
<p>② グループホームなど多様な暮らしの場の確保について</p> <p>➤ “親亡き後”、病院に入院している方をよく見るが、もっと地域や社会に開かれた受け入れ場所が必要である。</p> <p>➤ 両親も高齢化しているので、グループホームがあれば親も安心して生活ができるので、早急に対応してもらいたい。</p> <p>➤ 民間も積極的に知的障害者の施設や精神の方のグループホームを考えてもらいたい。</p>
<p>③ 居場所(フリースペース)について</p> <p>➤ 病院と家庭のみで、その中間（地域での受け入れる場）がなく、病院に入院したために、逆に社会に出られないことがある。</p> <p>➤ 日常的に生活訓練をする場が欲しい。</p> <p>➤ 退院すると行き場がない。癒しの場所、フリースペースが早く出来ると良い。</p> <p>➤ 社会福祉ボランティア養成講座受講後は、フリースペースへボランティアとして行けるのだが、講座を受けたが、結局そのような機会や場が無い。</p> <p>➤ 居場所の確保や設置については、ボランティアではなく、行政や社会福祉協議会などが中心となって安定した運営や設置を行なってほしい。</p>
<p>④ 福祉サービスについて</p> <p>➤ 精神でも訪問介護とか訪問看護があるが、それをもっと使える状態にして欲しい。</p>
<p>⑤ 広報等による情報の周知徹底</p> <p>➤ 情報の周知徹底をお願いしたい。</p>
<p>⑥ 医療について</p> <p>➤ 薬もいろいろ研究されているが、治らない。国で研究費を出して、手術すれば治るように研究していただきたい。</p> <p>➤ 病院に入院しているが、看護師が少なく、50～60人の患者に対し3、4人ぐらいしかいない時もあり、人員配置等の改善を図ってほしい。</p> <p>➤ 日曜の夜など病院が対応していないので、緊急時等の対応を考えてほしい。</p> <p>➤ あちらこちらの病院を、今まで4箇所ぐらい行っている。必要であればそこに行かなければならない。家族としては1箇所が良いがそれも難しくできない。</p> <p>➤ 1ヵ月保護入院となったが、治る病気ではないので退院後が心配。帰ってきてても薬を飲まない、食事もとらない、歩き回るなど警察のご厄介にもなっているので、家族としても辛い思いをしている。</p> <p>➤ 看護師は女性が多い。同性である男性のほうが良い場合もある。男性から理解されていると思うと、自尊心がうえつけられるのではないかと思う。</p>

⑦ 就労について

- ▶ 発達障害の子が増えているので、生涯にわたる様々な訓練などをする場所があると良いと思う。
- ▶ 企業の障害や障害者への理解が必要である。
- ▶ ジョブコーチ制度が会社と個人との橋渡しをして、訓練をして就労につながる場合があるが、就労後に問題があり継続できないので、就労後も一貫した相談支援体制が必要である。
- ▶ 就職した後に企業側の理解が不足していて就労を続けられないことがある。受け入れてもらえず、挫折をすることで対人恐怖症となりもうどこでも働けないと思ってしまう。

⑧ 成年後見制度について

- ▶ 金銭感覚が無く、自分1人では生きられないので、成年後見制度等の活用方法や周知を図ってほしい。
- ▶ 制度を利用できるように行政で対応してほしい。

⑨ 相談支援体制について

- ▶ 市役所の中に相談体制をつくっていただきたい。何かあった時に、親も当人も相談できる窓口が出来ると良い。
(※窓口で随時相談受付。月2回、精神保健福祉士による相談を実施。)
- ▶ “待つ相談”から身近に寄り添い、手を差し伸べるアウト・リーチとしてのきめ細やかな相談支援体制を行政として構築してもらいたい。

⑩ 計画について

- ▶ 現行の障害者計画・障害福祉計画が、現在どこまで進んでいるのか聞きたい。それがなければ計画倒れに終わることが多いのではないか。

7 用語の解説

あ

【アウト・リーチ】

支援を必要とする家庭・親等に対し、周囲から積極的に働きかけ、それぞれの家庭の事情と意思を十分に尊重しながら行う支援をいう。訪問指導等がこれにあたる。

【アクト（ACT：Assertive Community Treatment）】

精神科医、看護師、ソーシャルワーカー、就労支援専門家、当事者スタッフなどが参加して行われる、包括的で専門領域の枠を超えた地域ケアネットワークのことをいう。

か

【ケアマネジメント】

地域における障害のある人の生活を支援し、自律と社会参加を促進するため、障害のある人の状態・容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うことをいう。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【合理的配慮】

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）】

ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、第164回通常国会において成立し、平成18年6月21日に公布、12月20日から施行。

【国連（国際連合）】

昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持（略）人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）ことなどを目的として国連が発足し、平成20年（2008年）9月現在では192か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【コーホート変化率法】

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、この方法を用いることができる。

さ

【支援】

障害のある人は庇護されるべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自律した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮開花させるためのバックアップサポートをいう。

【障害者基本法の一部を改正する法律】

「障害者権利条約」が平成 18 年 12 月国連総会において採択され、平成 20 年 5 月に発効。我が国は、平成 19 年 9 月、同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、「障害者基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出。平成 23 年 8 月 5 日に公布、一部を除き同日施行された。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。（以下、略）

【障害者権利条約】

国連では、1970 年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約が第 61 回国連総会で採択された。平成 19 年（2007 年）9 月、日本は、条約への署名を行ない、現在、可能な限り早期の締結を目指して、国内法の整備等を行っている。

【障害者差別禁止法】（仮称）

あらゆる分野における差別類型を明らかにしてこれを包括的に禁止し、また、これらの人権被害を受けた場合の救済等を目的とした「障害者差別禁止法」（仮称）の制定に向けた検討を進めることが示された。

【障害者自立支援法】

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉

サービスに係る給付その他の支援を受けること等を目的に、平成 17 年 11 月に公布された法律。①年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、②障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、③障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度を目指している。

【障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）】

平成 22 年 12 月 3 日に可決・成立し、同月 10 日に公布。公布日一部施行。

1. 利用者負担について、応能負担を原則化（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）
2. 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化（公布日施行）
3. 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け（原則として平成 24 年 4 月 1 日施行）
4. 障害児支援の強化（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行、放課後等デイ、保育所等訪問支援の創設）（平成 24 年 4 月 1 日施行）
5. グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）
6. 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）
7. 精神科救急医療体制の整備、難病の者等に対する支援（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）等

【障害者総合福祉法】（仮称）

現行の障害者自立支援法を廃止して、新たな「障害者総合福祉法」（仮称）を制定することとし、制度の谷間を生まない障害の定義のもとに、すべての障害のある人が地域において自立した生活を営むことができる制度構築を目指すべきであることが示された。

【自立】

必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自律的に社会生活を営み、自己実現をはかることをいう。

【ストーマ】

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のことで、ストーマを持つ人をオストメイトという。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

【世界人権宣言】

昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、国連第 3 回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択された。

世界人権宣言は、前文と 30 の条文からなっている。

第 1 条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言している。

第 2 条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。」としている。

第3条から第21条までは、市民的、政治的基本権について、第22条からは経済的、社会的及び文化的権利等についてうたっている。

【ソーシャル・インクルージョン（包括的（インクルーシブ）な共生社会）】

インクルーシブとは、排除（イクスクルーシブ）の反対語としての「まるごとの受容・内包」を意味する、障害のある人を分離・排除してきた社会が、障がいのある人をありのままに全てを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、ごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められる。社会的不利益を受け孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通じて、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支えあう社会をいう。

た

【地域活動支援センター】

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

【地域生活】

障害のある人が地域社会で排除、孤立、隔離されることなく地域の人と共存し、特定の生活様式を強制されることなく、自分の選択に基づいて暮らすことをいう。

な

【内部障害】

内部障害は内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害がある。

【難病】

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としている。

【ノーマライゼーション】 [normalization]

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

は

【発達障害】

学習障害は、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

自閉症は、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

高機能自閉症は、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

・注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

・アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

【発達障害者支援法】

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援等について定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成 16 年 12 月に公布された法律。

【ピアカウンセリング】

ピア (peer) は「仲間」、同じものを共有する人を意味し、障害者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

ら

【リハビリテーション】 [rehabilitation]

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念として、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。